

令和3年第3回（9月）定例町議会

（第2日 9月8日）

## 令和3年第3回(9月)西伊豆町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年9月8日(水)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 2号 令和2年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告について

日程第 3 報告第 3号 令和2年度西伊豆町資金不足比率の報告について

日程第 4 報告第 4号 令和2年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(10名)

1番	松田 貴宏 君	2番	浅賀 元希 君
3番	仲田 慶枝 君	4番	堤 豊 君
5番	芹澤 孝 君	6番	高橋 敬治 君
7番	山田 厚司 君	8番	西島 繁樹 君
9番	堤 和夫 君	10番	増山 勇 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星野 淨晋 君	副 町 長	高木 光一 君
教 育 長	鈴木 秀輝 君	総 務 課 長	白石 洋巳 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	渡邊 貴浩 君
健康福祉課長	平野 秀子 君	産業建設課長	松本 正人 君

防 災 課 長 佐 野 浩 正 君 環 境 課 長 鈴 木 昇 生 君  
会 計 課 長 森 健 君 企 業 課 長 村 松 圭 吾 君  
教 育 委 員 会 真 野 隆 弘 君  
事 務 局 長

---

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 大 谷 きよみ 書 記 堤 浩 之

---

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（山田厚司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

---

◇ 堤 和 夫 君

○議長（山田厚司君） 通告5番、堤和夫君。

9番、堤和夫君。

[9番 堤和夫君登壇]

○9番（堤 和夫君） 皆さんおはようございます。それでは昨日に引き続き一般質問を壇上より行いたいと思います。

私の通告は1番議員の松田議員それから6番議員の高橋議員、共通する部分がございますが、質問に対しては町長にお願いがあります。松田議員に答えたとおりと、高橋議員に答えたとおりと、そういう回答は避けていただき、愛情を持って回答していただきたいと思っております。

それでは通告書に従い質問を行います。今回の私の一般質問は3点でございます。1点目

はツキノワグマ、2点目は残土処理場、3点目はネット利用の格差問題と端末についてでございます。

1、ツキノワグマについて。

(1) ツキノワグマの錯誤捕獲について。宇久須の林道草木ヶ沢線で、ツキノワグマが錯誤捕獲されたが、法令に従い、捕獲された場所から約1キロメートル離れた林道沿いの山奥に放すことになったと回覧が回ってきましたが、放すべき根拠となった法令とは何かを伺います。

(2) 造林業者、ワサビ従事者、シイタケ従事者等の安全確保について、町は造林業者、ワサビ従事者、シイタケ従事者等の安全確保をどのように考えているのか、お伺いします。

(3) これから伊豆半島を生息域に認めることについて。伊豆半島で100年ぶりに発見されたということと、1キロメートル離れたところに逃がしたということは、少なくとも1頭は伊豆半島に生息しているということになります。これからの生態系の県との協議がどのように行うのか質問いたします。

2、残土処理場について。熱海伊豆山の残土埋め立て処理場崩落から、我が町の住民にも不安が広がり、次々に質問が寄せられました。ここでは一色・大沢里区に限り質問したいと思います。

(1) 鷹ノ巣残土処理場について。平成30年1月12日西伊豆町長と一色区長・一色町内会長・堀坂町内会長・岩谷戸町内会長で、鷹ノ巣残土処理場の管理運営に関する協定書が締結されました。協定書の第2条に、処理場内の堆積量は約8万9,900m<sup>3</sup>以内とするとあります。現在の搬入量はどのぐらいですか。

(2) 白川鈴原残土処理場について。林道白川・富貴野線の建設工事が出た残土を埋立てた処理場で、中央に一本、雨水の排水の土管が設置されたと思うが、現在はどのようになっているのか。

(3) 一色線残土処理場について。ここで、一色若い衆岩と文言がありますが、すいません訂正してください。一色若い衆山です。林道一色線の建設残土は、一色若い衆山と呼ばれる場所の近くに埋立てられました。一番下の土留めは、U字溝の上に番線で蛇籠を積み石を詰め込んであります。ここも申し訳ないんですけども、この残土処理場と2か所ありまして、若い衆山と。この蛇籠で編んでいる、組んであるところは、青崩場という地名であるところです。この辺も、私がそれこそ誤って考えておりましたので訂正させていただきます。積んだ残土の中央の表面に簡単な雨水の排水溝が設置されていますが、両脇にはありません。大

雨によって、残土が流れ出す危険はありませんか。

3、ネット利用の格差問題と端末について。

(1) デジタルデバイド、(デジタルによる分断)について。インターネットやスマートフォンを使えない高齢者がデジタル社会の流れに取り残されてしまう。そうならないように、町が高齢者や若い人でもデジタルが苦手な人に、デジタル利用講座を開設してはどうか。

(2) 消費者難民へのネット利用支援について。年をとると、重い物を持ったり遠くまで出かけて買物に行くのが困難になってくる。西伊豆町でも、大沢里地区、神田地区など消費者難民が増加している。その人たちにスマートフォンやインターネットサービスを利用可能になるような簡単なシステムは作成できないのか。

(3) 学校配付のデジタルの端末について。国は、デジタル端末を小中学生に1人1台配備し、学校の通信環境を整備するGIGAスクール構想を開始した。当町でのデジタル端末での教育は始まったのか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長(山田厚司君) 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長(星野浄晋君) それでは堤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目のツキノワグマについての(1)ツキノワグマの錯誤捕獲について放すべき根拠となった法令とは何かとのご質問でございますが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律でございます。

次に(2)につきましては、安全確保の方策や新たな熊の情報などを、今後も広報等でお知らせをしたいと思います。

次に(3)につきましては、西伊豆町だけでは難しい問題でございますので、賀茂地域や伊豆地域など広域での目撃情報の収集や、生息域の調査を県にお願いしたいと思っております。

次に大きな2点目の残土処理場についての(1)鷹ノ巣残土処理場について、現在の搬入量はどのぐらいかとのご質問でございますが、7月末現在で3万8,164m<sup>3</sup>でございます。

次に(2)につきましては、現地を確認いたしました。中央に排水管が埋設されておりまして、左右側面にも排水管が敷設されておりました。盛り土表面水処理用のU字溝等が、土で埋まったり破損している箇所や、盛り土表面から削られている箇所が見られましたので、今後修繕が必要だと思っております。

次に(3)につきましては、現地を確認いたしました。盛り土の左右側面に排水管が敷設

されていましたが、排水管の埋設や破損が一部で見られ、盛り土の表面が削られている箇所もあり修繕が必要でございます。ただ、土留めのフトンカゴに異常は見られず、盛り土部分にも亀裂は見られませんでしたので安定をしておりますが、今後も点検を計画しております。

次に大きな3のネット利用の格差問題と端末についての(1)デジタルデバインドについてでございますが、当町では、デジタルデバインド対策として、試験的に高齢者向けスマホ教室を令和2年11月に株式会社西伊豆プロジェクトに依頼し、地域おこし協力隊の高井氏を講師に、ふだん電話のみの利用にとどまる高齢者12名に対し、便利なアプリの使い方などを実践していただくスマホ教室を実施しております。町といたしましては、国の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画にもデジタルデバインド対策の推進が掲げられていることもあり、スマホ教室等によるインターネットやスマホの扱いに不慣れな方への対策を継続的に実施する予定でしたが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響もあり、教室の開催ができていない状況でございました。今後の緊急事態宣言等の状況を見ながら、スマホ教室等の開催を検討していきたいと考えております。

次に(2)でございますが、インターネットサービスを利用しての支援は行っておりませんが、バス券やタクシー券の助成、移動外出ボランティア活動支援事業、移動外出支援事業実施に向けての実証実験を行い、買物等の外出支援を行っております。昨年度実施いたしました移動外出支援事業は、宇久須、大沢里地区を対象に年8回実施し、延べ24名の方の買物等の支援を行いました。今年度も実証実験を行い、具体的な活動に展開させていきたいと思っております。

次に(3)でございますが、タブレットにつきましては、1人1台が行き渡っており、各学校内で管理をしております。授業の中で写真や動画を撮影したり、インターネットによる調べ学習など、タブレットを活用した教育を始めております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） それでは再質問をさせていただきます。このツキノワグマが捕らえられたということの回覧を一番最初に見たとき、先般、昨日の松田議員の質問にもあったんですけども、1キロメートル先で逃がしたという、法令に従い捕獲された場所から1キロメートル離れたところに逃がしたというふうなことでしたんですけど、町長、これ、一番最初ツキノワグマが錯誤を捕獲されて逃がされたということは、一番最初に私は、これは動物愛護法で逃がしたのかなあというふうに思ったんですけども、町長はいかがでしたか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） いかがが聞いている意味がわかりませんのでお答えはできません。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長、一番最初のあれで答えてるわけじゃないですか。法令は何ですかって私が聞いたら、その法令は非常に長い名前なんですけど、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律。これによって、1キロメートル先で錯誤捕獲したものを、放したんじゃないんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから、壇上でそのようにお答えをしているかと思えます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議長これね、大切なことなんですよ。動物愛護法なのか、それとも鳥獣の保護及び管理並びに使用の適正化に関する法律、これでやったのか。なぜそこに私がこだわるかといいますと、賀茂小学校は、近いわけじゃないですか。放したところと。そういう意味で、どちらでやったのですかということを知っているわけですよ。その判断もわからずに放したわけですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 壇上でも申し上げましたし、昨日の松田議員の質問にもお答えさせていただきましたが、放獣をしたのは県でございます。県は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律にのっとって放したと、私たちは聞いているということでございまして、西伊豆町が放したわけではございません。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） じゃあ町長ね近くに小学校があるんで、何で放したかというふうな放獣したかということ、県に抗議したほうがいいと思いますけど、その辺いかがですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから、町としては、住民の住まれている地区もございまして、動物園に保護していただくとか、そもそも生息している井川のほうであるとか、富士山麓のほうに連れて行って、もし放獣をするなら放獣をしてほしいと依頼をいたしましたけれども、かなわなかったということでございまして、町としては担当職員が適切に県に訴えをしております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 動物愛護法とのかかわりで、今私がそこにこだわるのは、これはツキノワグマというのは絶滅危惧種なわけですよ。ところが絶滅危惧種でありながら、秋田県は、狩猟のイノシシ、鹿と同等の狩猟を認めてるわけです。秋田には、マタギという文化がありますから、山の猟師がいるわけですから、県の法令で、そういうこともできると思っているんですけども、静岡県は、これはもうできないわけですよ。動物愛護法か町長の言われた法律かどちらからだから。町長は答えないからどちらかわかんないんですけど。だから県に、そういうところもあるんです、1キロメートルじゃなくして、もしこの放獣をするのだったら、もっと離れたところ、例えばツキノワグマ、1日10キロ以上移動するってここにも書いてあるんですから、10キロ以上離れた所に放獣したらいかかかなと思うんですけど、その辺はやっぱりあれですか。県のあれだから何ともその辺は言えないんですか。町としては。

○議長（山田厚司君） 質問者に申し上げますけども、答弁としては法令は何かってということで、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律ですという答弁をしております、権限は全て県にあるっていうふうなところで、それらも含めて、なぜそういうふうな質問をしているのかというところを明確にして質問してもらわないと、町として答える答えべき答弁がない、ずっと平行線になっていくと思うんですよ。その権限は全部県だっというふうなことになると。町長答えますか。

町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど秋田県のお話をされたようでございますけれども、もしかすると秋田県の捕られている方は、県知事の許可を得ている可能性がございます。これはもう議員もですね、この質問をされるわけでございますから、平成14年法律第88号の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律をよくご存じの上で質問されてるかと思いますが、第9条に、学術研究の目的、鳥獣の保護または管理の目的、その他、環境省令で定める目的で鳥獣の保護とまたは鳥類の卵の採取等をしようとするものは、次に掲げる場合にあっては、環境大臣の、それ以外の場合にあっては、都道府県知事の許可を受けなければならないということで、もし許可を受けていれば捕れるわけです。ただ、今回の錯誤捕獲は許可されている状況でとれたわけではなく、あくまでも錯誤捕獲でございますから、放獣をせざるを得ないと。私たちは1キロ先では短いと。もし放すのであれば、もっと遠くじゃなきゃ困ると言いましたが、叶わなかったということで、していないわけじゃないんです。やりましたが、県のほうがそれを聞き受けていただけなかったというのが現状でございますから、これ以上

は町のほうに何の質問をされても、これ以上の答えはできないということになります。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議長、今私に注意されましたけども、ちゃんと答えてるじゃないですか町長。

○議長（山田厚司君） 町長が答えるっていう話です。

○9番（堤 和夫君） 今私にどういうことを注意したんですかもう一回言ってください。

○議長（山田厚司君） 県の権限でそういうふうになったからっていうふうなことは、昨日、松田議員の質問のことに関する答弁のところでも出てきました。そのことに関して、町がいくら言っても、これは県の権限だから及ばない部分がありますよというふうなところで1番の堤議員の通告には、放すべき根拠となった法令は何かというふうなことだったもので、答弁として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律ですという答弁だったものですから、それに関して堤議員が、どういう目的でその次の再質問をしているのかっていうところがわからなかったから、その辺を踏まえて再質問をお願いしたいなというふうに思っています。そうでなければ、ずっと平行線でいくのかなというふうなところだったものですからそういうふうにしたままです。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議長はなあってあれですから、わかんないですか。平行線でまだ、平行線なんてまだ全然平行線になってないじゃないですか質問は。どこが平行線なってるんですか。だから、町長が今はこれで鳥獣の保護及び管理、並びに狩猟の適正化に関する法律によって1キロメートル離れた所に放した。近くに小学校があるからもっと遠くに放せなかったのか。それを聞いてるわけじゃないですか。それが平行線なってますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですからその件に関しては先ほど申し上げた答弁以外には答弁のしようがありません。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町としてそこまでしか答弁できないということなら、どうなんでしょう県に、これから広域であれしてやるというふうな答弁をいただけてますけども、そういうような例えば小学校があるときには、この1キロメートルではなくして、もっと10キロメートルぐらいのところ放して町民の安全を守るために放してほしい。こういう要望ぐらいは出せるでしょう県に、どうなんすか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 紙面では出しておりませんが、既に円卓会議が行われておりますので、そういった所で、こういった対応は困るということで要望は既にしております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それで、昨日、浅賀議員が、空き家について一般質問をしたわけですが、回覧には、熊を人里へ近づけないためにですね、果実、柿等などについてはできる限り収穫し、不要な農作物等は農地に放置せず適切に処分すると。こう書いてあるわけですが、空き家の庭にある果物なんかはよく見うけられますけども、ツキノワグマも冬眠するわけですね。冬眠する前は多量の植物を捕食すると言われてますね。このような空き家の昨日と同じようなあれになりますけども、空き家の庭になっている果物、こういうものの処分はこれからどのようにしたい。

○議長（山田厚司君） 質問者にお尋ねしますが空き家っていうのはどこの質問に関連した、どういう理由で、その空き家ということが出てきてます。

○9番（堤 和夫君） 議長よく聞いてなさいよ。回覧で回った時、昨日、浅賀議員が、空き家に対して。

○議長（山田厚司君） それは浅賀議員の質問はわかりました。堤和夫君議員の質問の通告書の中に、どれに関連して空き家ということを質問してるのか。

○9番（堤 和夫君） 空き家の前にある果物ですよ、果物。柿等、そういうものを処理するのに、ツキノワグマは冬眠するときに、たくさんのもを食べるわけですよ。民家にそういうあれを民家に降りてきたらどうするんですか。だからそういう処理はどうするんですかって聞いてるんです。何か議長、随分あれですねえ。あなたが理解出来てないもの、何でそうやって一般質問を止めるんですか。おかしいじゃないですか。議会事務局長がちゃんとしてくださいよ。

○議長（山田厚司君） いや、今通告書に、ちょっと離れたような質問だと思ったものですから、どういう意図でもって質問をしてるのかっていうふうなところだったんですけど、もう少しそのところをまとめて質問してもらおうと分かるんですけど。ツキノワグマの餌となる果実が空き家とかにある場合、その辺のところの対処をどうするのかっていうふうなところですか。質問としてはどうでしょうか。それでよろしいですか。答弁はどうでしょうか。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議長が通告書にないと言って質問を打ち切ってるにも関わらず、そう

いう質問をされると私たちは今後、全て通告になくても対応しなければならないとなると、議長の権限がどこにあるのかちょっとわかりませんが、私のほうは議長のほうで答えるというふうにおっしゃいますから答えをさせていただきますけれども、確かに回覧の中で、熊を人里に近づけないためにということで、果実につきましてはできる限り収穫し、不要な農作物等は農地に放置せず適切に処分をするということで書かせていただきました。これは注意喚起のために書かせていただきましたが、昨日浅賀議員の言われた空き家、それも言うてしまえばそうなのかもしれませんが、そうしますと空き家にある果実は、全て町のほうで処分しなければいけないということになりますので、お家をお持ちの方に適切に管理をしていただきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） やっと思いが通じたみたいですけどね。そういう意味で浅賀議員も空き家対策を昨日言ったんでしょうけども、またこれ私が言うとか何ていうか平行線たどりますけども、何しろ熊がですね、浅賀議員の場合はあれかもしれませんが、熊がカキを食べに民家に降りてきたら大変なわけですよ。町長もご存じのように、撃てないわけですよ。降りてきても。人に危害が加わるというときには、ツキノワグマは鉄砲で撃てるんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは熊に限らず、鹿、猪も、民家から数百メートル離れていなければ撃てませんので、状況は同じでございます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうじゃなくして絶滅危惧種ですので、静岡県では撃てないわけですよ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 昨日、松田議員の時にお答えさせていただきましたけども、県のほうではパターンを複数決めておまして、人に向かって来たときには発砲してもいいというようなことで、方向性は決めております。必ずしも撃てないわけではございません。ただ、民家から何百メートル以上離れているということが当然条件になってまいりますので、その辺は難しいかとは思いますが、全く撃たないということではございません。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。それでは(2)のほうに行きますけども、町長、広報などで知らせるということなんですけども、やっぱり回覧では、ツキノワグマと出会わないために川の

近くでは注意すると書いてありますけどもね、ワサビ生産者の場合はほとんど川の近くで作業をしなければなりません。(3) とダブるのかもしれませんが、これからは放獣するときは、GPSなどを発信器を装着して、個体がどこにいるのかを調べてほしいと思うんですけど、そういうことはできないでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件は既に県のほうに要望しております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長も町議のとき、私たちと一緒にニホンジカの食害によって、そのニホンジカの頭数を削減したい。そう思ってやってずっとやったんですけど、県が雌鹿を撃っては駄目だという、そういう一言から、こんな荒れた森林になっちゃったわけです。ですから、これはぜひともですね言ってるっていうんですから、もうあれしませんけども、回答が鈍いようでしたら、ある程度町でGPSを購入して、もし錯誤捕獲した場合装着して放獣する。こういうことはできないですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今、担当課長に確認をしましたら、そもそも麻醉銃を撃てる権限を、町にいらっしゃる猟友会の方お持ちでないということですから、当然そのときには、県を呼んで麻醉銃を撃っていただくことになろうかと思えます。そうすると麻醉銃を撃っていない状態の熊に対してGPSを町の職員につけるということは、私は命令はできませんので、当然県が関与してまいります。ですから、県にGPSをつけていただくことが1番適切ではないかというふうに思えます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） いや、当然そうなんです。だけど県のその麻醉銃でした職員が、そのGPSなんなりないときに、町がGPSを用意してありますから熊につけて放してください。そういうことはできないですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは県が法令にのっとって放すわけですから、それは県の責任でGPSをつけていただくほうがよろしいんじゃないですか。議員は、県がつけないんだったら町で買ってつけるということをおっしゃってるんだと思えますけれども、そういうことまで末端の町がやるよりは、やはり権限を持っている県がしっかりと対応していただくように、私たちは要望するということが筋ではないかというふうに思っておりますので、既に円卓会

議で要望しておるように、それがしっかり履行されるように、今後も要望していくということでございます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ツキノワグマは、3年ぐらい前でしたですか、一色の第3発電所で2個体が目撃されたということで、放送で注意喚起したんですけども、今回この錯誤捕獲されたことで私びっくりしまして、もう伊豆半島には、大分生息しているんじゃないかなあと、こう思ってるわけですよ。山に入って作業する人の命を、やっぱり町も守るという義務もあると思うんですよ。ですので、その辺は、県がやらなければ町がやる。そういう強いお言葉を聞かれたらよかったですけど、これで何度もやってもしょうがないので、ツキノワグマはこれで終了します。

次に残土の件になりますけども、鷹ノ巣の残土処理場について、昨日、大分、高橋議員にやっていただいたんですけども、そのときにですね町長は契約したようなものはないというので、私、一色の町内会の資料ケースの中を調べてみましたら、林道祢宜畑倉見線、鷹ノ巣残土処理場協定書、こういうのがあるんですよ町長。町長ないって言ったじゃないですか。昨日あれじゃあ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○9番（堤 和夫君） まだ質問中ですからいいです。あれがあったら回答してください。そんな焦らずに。それで、一番私も危惧しているのは、計画どおりに事が運んでいるのかと。この協定書によりますと、これ倉見合同会社は、処理場の管理運営に充てるため、処理場に土石を搬入したものから料金を徴収することができるものとする。こういうものでこの徴収したもので、処理場の管理運営ですから、冊ですとかそういうものをつくることできる。ですから町がですね、この倉見合同会社に昨日も言ってましたけども、1立米2,000円で搬入。どれだけ搬入して、それから下から積んできた作業にどれだけかかって側溝にどれだけかかって、そういうようなですね書いた処理のものを提出していただければ、すぐ上で、上2段のボーリング調査したそういうお金など出ると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 後段につきましては担当課長から答弁させます。ただ、前段につきましては、あたかも町がその契約書のようなものがないと答弁したかのごとく質問されましたが、契約書は当然ございます。協定書もございます。ただ、私が高橋議員にないと言ったのは、そこに至るまでに、一色区からここでどうかというようなことが交わされたという経緯

の文章はないと思うということで発言をさせていただいたものでございますから、それを町長はないと言ったというふうにここで質問されても、それは物が違いますから、そこだけは誤解のないようお願いをしたいと思います。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 今のかかった経費の関係ですけど、組合のほうに、いくらかかったかというのを算定させれば、そういった数値というのは出てくるかと思います。

○議長（山田厚司君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時26分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 町長、これは前の武彦町長のときに延長をしてくれないかと、こういうことで一色区に、一色町内会に要望がありまして、確かその時に建設課長は佐久間課長でした。一番下のところから、フトンカゴをやって積み上げてくると。そういう条件で一色町内会がやってもいいよって言った記憶が私にあります。ですから、よく探していただければ、前の大分古くなりますけども、その辺はあるかもしれません。それで、今課長の答弁で倉見合同会社による残土搬入量と、搬入料を徴収する、搬入金を徴収することができている。搬入金を把握してるみたいですので、その辺はちゃんとできてるのかなと思いますけども、この搬入金で柵や排水路などを建設することになっているが、工事が進んでいるのか。これはまた昨日の高橋議員と同じような質問になってるんですけども。これは、柵や配水路は工事が進んでおるんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 排水路、一番下に土留めがありまして、その下のところに、暗渠の多孔管がいてありまして、それで両側にもU字溝というのが敷設されております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤和夫君） これは昨日の高橋議員と一般質問とかぶりますのでスルーします。次の(2)の白川の鈴原の残土処理場についてですけども、これも壇上での答弁で町長、修繕し

てくれるというようなあれがあったんですけども、これも古い話なんですけども、中央に1本、排水溝を埋めたと思うんですけど、埋立てられた土管っていうのは、今も現役で排水してますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 先週の金曜日、ちょうど雨が降っていたあとに現場を確認してきました。それで、中央に排水管が敷設されてまして、一番上の平部の所に注水桝がありまして、そこから地下埋設でありました。それで一番下の土留めのコンクリート壁がございまして、その下にヒューム管の出口がありまして、そこから水が流れ出ているのが確認できました。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 監査のあれで、工事のあれで皆さんと一緒にここは見に行ってますんで議員の方もよくわかってると思いますけども、工事した所がですね、もう右と左へ土だったもので大分鎮圧したところがもう大分壊れてます。それで土管の中に入ってるから問題はないと思うんですけども、もう一つ、その上にですね、やはり同じように沢のVの字になっていまして、水が溜まる所があるわけです。土管があるわけです。そこは水が溜まっていたけど、課長そこも見ってきましたか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 堤議員がおっしゃってる所と私の見た所がちょっと別なのか、今の鈴原の残土処理場の、少し100メートルか50メートルほど上でしょうか。

○9番（堤 和夫君） 監査でみんなで見に行ったじゃない。あれの上のところ、20メートルぐらい上にまたおんなじあれがあるわけ。そこがもうやっぱり土管が埋まってて水が満杯になってたけど、そこは見えない。

○産業建設課長（松本正人君） また、場所を調べて確認したいかと思います。申し訳ございません。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それは山本組さんに発注済みで、山本組さんがやってないのではなかった。そうじゃないですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そこだけでしたらそうです。山本組さんに発注した所でしたら、その所のことをおっしゃってるんでしたら、山本組に発注して、ちょっとまだ山本組さ

んはほかの工事で忙しいということで、まだ終わってないという返事でした。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そういうことでね、やっぱり水が溜まってるといことは水の溜まってる圧力が道にかかっている土管にかかっているというような事になりますのでね、その辺は早く点検して改善をしていただきたいと思います。これを私が取り上げたのは、やはり議員皆さんで見に行ってるから議員の方もよくご存じじゃないかと思ひますし、下にやっぱり白川の人家があるわけです。だから、その下流の住民を安心させるためにもですね、年1回ぐらゐの点検をして広報に載せたらいかかと思ひますが、町長そのように改善することだったので、これはよろしくお願ひいたします。質問、お願ひしちゃう駄目ですけど、やってください。

それで3番のほう、一色のほうに行きます。フトンカゴであそこに6段積んであるんですけど、水はけ、排水がですね、その蛇籠の中からは、排水は見受けられなかったんですけども、町長答弁に、何か水が出てるといふうなことでしたんですけど、これは中に染みた水が溜まらないように出てるのは、確認しておりますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） この一色の残土処理場も、先週の日曜日、ちょっとその前に1度全部見たんですけど、本当に晴れが続いた時で、水の流れるがうまく確認できなかった所があったので、日曜日に雨が降った時に確認に行きました。それで、このところも一番最後フトンカゴがあつて、その下にU字溝があつたかと思ひます。そういうU字溝の所に水は行つてました。ただ、雨の降った後だもので、フトンカゴに雨が染みて流れたのか、上からの排水なのかちょっと細かいそこまでは確認はできなかったんですけど、U字溝の所に水はありました。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これはですね若い衆山のほうはですね、何か前に一度崩落したことがあるといふことで、下流にある民家の方から、大丈夫かといふうなことで質問を受けたんですけども、町長、答弁で点検をするといふことですので、点検の結果をですね、一色町内会の住民に下流域の住民に知らせていただいて、安心、安全、安心させていただきたく思ひます。

それでは3番のネット利用の格差問題と端末についてといふことで、デジタルディバイド、デジタルによる分断についてといふことで質問したわけですけども、もう令和2年で12名で

トライしてると。そういうことも私の方に情報として何も入ってきてないもので、私が情報のそういうところに多く広く目を向けてなかった、耳を開いてなかったというのもあるかもしれませんが、この辺をスマホ教室っていう、コロナでできなかったということですか。コロナ後、これは継続して教室を開いていく、こう受け止めていいですか。町長。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員の所にやったことのお知らせがいつてなかったということでございますが、やったことにつきましては新聞の記事に掲載をされておりますので、広報はされているんじゃないかろうかというふうに思っております。壇上のほうでは、コロナで中止をしておりましたけれども、今後もこういったものは継続して教室を開催したいということで、壇上で答弁をしたものでございます。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） この辺はですね、町長は若いので得意分野だと思うんですけど、例えばですねこれとは別に、こういうこととは別に町がサンセットコインやナンバーカードなど、たくさん発行してるんで、こういうものの説明で高齢者にデジタル社会のより身近な説明ができるのではないかと思うんですけど、サンセットコインでは、今度の町長はお金を配ってくれるから、良い町長だっていうふうに、そういう声が老人から、高齢者から上がったけど、使っちゃったらごみ箱に捨てたっていう人も結構聞いてますので、こういうサンセットコインやナンバーカードで、高齢者にデジタル社会の身近な説明会、こういうのはできないでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） サンセットコインのカードはデジタルがなくてもできるように、カードにさせていただきました。要は、デジタルディバイドで分断されている方でも受け取りができるというものでございます。ただ、このサンセットコインのカードを配るにあたって、こんなに難しいものと言って、議会のほうで怒られた経緯もございますので、なかなか難しいのが現状ではなかろうかというふうに思っております。ただ、使い終わった後にお捨てになられたという方がいらっしゃるようでございますが、65歳以上の介護を利用されていない方につきましては、今年度も1万円の給付がございますので、仮に捨ててしまった場合には、1万円の給付が受け取れないということになりますから、健康福祉課のほうからいっております通知をよくごらんになって、自分のお持ちのカードと、その通知の来た番号が、照らし合うことができるのかというご確認をまずお願いしたいということと、もし捨ててしまった

方は、役場のほうにご一報いただかないと、1万円の給付が受け取れないということになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 国はデジタル庁などというものを発足させまして、先進国から遅れをとっているデジタルですね、そういうデジタルの流れに追いつこうと必死になっているわけですが、このデジタルによる分断が顕著にあらわれている地方自治体というのはですね、住みやすい自治体とは思わない。私は思わないんですけども、町長はこのデジタルによる分断が顕著にあらわれてるということに関してはどう感じていますか。いや我が町のことでなくてほかの国全体のことでいいですけど、町長はどういうふうに感じてますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） このデジタルが進むことによって、今まであった紙の広報誌などの発行がとまったというような所があるのであれば、分断が進み、情報が入らないという不便はあろうかというふうに思いますけれども、西伊豆町におきましては、いまだに静岡新聞さんも伊豆新聞さんも紙媒体でございますし、西伊豆町の広報西伊豆も、また議会だよりも紙媒体で配られておりますので、今、国のほうが進めているデジタルトランスフォーメーションが進んだとしても、これを町がやめない限りは、デジタルによる分断というものは起こらないというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長、分断が起こらないというふうに西伊豆町のことであれですけども、これからの国が何でデジタル庁をつくったのかということだと思うんですけど、デジタルが遅れているところ。これは、遅れている地方自治体は、これから住みやすい自治体とは言えなくなってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） デジタルが遅れてると、何をもって住みにくくなっているのかというのは私には理解出来ませんので、お答えはできかねますけれども、当然、デジタルが進むことによって便利は上がってまいりますので、当然利便性を考えれば、あるにこしたことはないと思います。ですから私は議員のときに、光回線を早く引きなさいと言っておりましたけれども、この西伊豆町内で光回線が敷設されたのは、やっと平成28年なんです。もうこの時点で都会から15年遅れております。都会は今もう5Gでございますが、西伊豆町内はやっと4Gです。そういうことを考えれば都会に比べればデジタルが遅れてるのかもしれませんが、

それによってこの西伊豆町が住みにくくなったかというふうには、そこは、住みやすさ住みにくさは変わらないという答弁しかできないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 例えばマイナンバーカードなどによりますとですね、コロナワクチンの2回打ったよっていう、この証明書をこれあれしてくださいって、紙で私たちはこれを持って、保存しておいてくださいって言われているんですけども、そういうものをですねコロナワクチン2回打ってますよ。あるいは健康保険証、そういうものがこのナンバーカードに、保険証のかわりになりますよとか、こういうことで利用が進めば、私は個人をあんまり管理されるのは好きじゃないんですけども、こういうのが進めば便利になると思うんですけど。そういう意味で、こういうことが進めば住みやすい自治体になるんじゃないかということなんです。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ワクチン接種につきましては、マイナンバーとリンクはちょっとされていないような感じでございますけれども、健康保険証につきましては、マイナンバーカードを普及させるときに、私たちは議会のほうにも住民の皆様にも説明をさせていただいたかと思っております。西伊豆町は、当時、皆さんに説明した時に普及率が50%強ございましたので、町内の医療機関は率先してマイナンバーカードによる保険証の読み込みができるような機械を入れてくださって今おります。現実的に10月からその機械が各施設が使えるということになればですね、利用可能ということになります。まずその前にマイナンバーカードを利用して保険証が対応できるという登録をもう一度住民にさせていただくことになろうかというふうに思っております。ですから、医療機関側と住民が、私はこれを保険証として使いますよということですね、自己表明というか、自分でそういう申請をあげていただければ、使えるということになりますから、その面においては西伊豆町は他の市町よりもデジタルが進んでいるということになります。

○議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長は15年前からその光とかそういうことを言っていて、例えば僕もそんなに詳しいわけじゃないですけど、5Gになれば、非常に大容量で、速度も速いし、良いことだらけなんですけど、15年前からそう言っていたあれが、やっと今ここにきたということに関して、何か思いデジタル社会の思いでもいいです。

○議長（山田厚司君） 質問は。

- 9番（堤 和夫君） もう何、次の質問ということは、どういうこと。
- 議長（山田厚司君） 今回の質問はどのような質問なのかなという。
- 9番（堤 和夫君） 今回のこの質問で済みですか。
- 議長（山田厚司君） 今回の質問はどのようなふうな感じでの質問だったのかなという。
- 9番（堤 和夫君） だから町長がね、15年前から私は言っていると。やっと光も来ましたよとは、それに対して何かこう考えとか、思っていることがあったら教えてくださいと、そういう質問でした。
- 議長（山田厚司君） 町長。
- 町長（星野浄晋君） 何と答えていいのかちょっとよくわかりませんが、私が20歳ぐらいのときには、既に東京はもう光回線という話がございましたんで、それからすればもう私43歳ですから、23年経っております。その時には、要はアナログのADSLとデジタルのISDNがありましたけれども、そういった中で、やはり2本のアナログ回線とデジタル回線をNTTが持ち続けられないというところから、デジタルに移行するっていうことが始まって、やっと西伊豆町には来たということでございますけれども、当然、物が来ても使いこなす人がいなければ意味がありません。それはハイテクな車が来てもですね、運転士がいなければ車が動かないと同じでございますので、ですから西伊豆町のように高齢化率が約50%のところだと、仮に光が来たとしても、もう既にその人たちはその世界からおいていかれてしまってるんで、多分こういうデジタルディバイドという状態が生まれるんじゃないかなというふうに思います。ですから逆に、若者だけが良ければ良いという社会ではなくて、そこについて行けない人もそれをうまく使いこなせる、またその情報を得られるということ、やっぱり公共としてサービスを充実させるということも一つ必要だというふうに思いますんで、先ほど答弁したように、確かに紙媒体にすると、印刷費用やら何やらいろいろコストがかかります。でも、これは印刷し続けなければいけないのは、デジタルディバイドにさせないというものでございますから、そこはそこデジタルで便利は便利、これは2本立てでいく必要があるんじゃないかなというふうに思います。行政のデジタル化が進むことによって、いろいろなマーケティングもそうですけれども、分析も今まで以上に進んでまいりますし、今あります書類の煩雑化されているものが1本にまとまることもできます。いろんな便利もありますから、うまくそこは享受しながらも、それによって困る人が出ないように取組を、今後町としてはしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。
- 議長（山田厚司君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 以上で私の一般質問を終了します。

○議長（山田厚司君） 9番堤和夫君の一般質問が終わりました。暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 5分

---

◇ 堤 豊 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番、堤豊君。

4番、堤豊君。

〔4番 堤豊君登壇〕

○4番（堤 豊君） ただいま議長より許可を得ましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

件名1、観光振興について。件名2、西伊豆町過疎地域持続的発展計画（案）についてでございます。それでは、質問をさせていただきます。1番、観光振興について。

(1) 接客対応の機械化について。熱海市の宿泊施設では、窓口での対人接客をロボット化するなど、人手不足解消や新たな接客対応を取り入れるなどの工夫をされております。以上を踏まえて質問します。わが町でも、近隣市町でのよい部分を取り入れて、観光事業の対人接客の機械化の推進など、町の支援策を検討できないでしょうか。

(2) 経営診断士の活用について。コロナ禍による観光事業者の疲弊が目立ちますが、このような状況の中、商工会で行っている観光に特化した個別経営診断士の派遣事業を利用することで、事業所の経営改善につながると考えます。以上を踏まえて質問します。個別経営診断士の派遣には、個人負担や回数制限もあることから、中小企業の経営相談の機会を増やすためにも、町からの支援を検討することができないでしょうか。

(3) 地域DMOの設置について。観光関連事業者の多くは、観光地全体のことを考える役割は自覚していますが、これまで行政に頼ってしまう部分が多いように感じます。以上を踏まえて質問します。

地域DMOでは、観光地の将来を見据え、行政や観光関連団体の調整などを円滑に進める

とともに、マーケティング調査・分析を基に、データによる戦略的なプロモーションや魅力的な観光商品を考案する専門人材を配置するとあります。今後、町でも地域DMOによる観光地域づくりが必要であると考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。また、伊豆地区の地域DMO美しい伊豆創造センターでは、伊豆地域の観光資源を精査し、地域と協同して全体の観光地域づくりを行っていますが、町は、美しい伊豆創造センターとの連携をどのように図っているのでしょうか。

件名 2、西伊豆町過疎地域持続的発展計画案について。

(1) 若者世代の定住化対策について。西伊豆町過疎地域持続的発展計画案は、令和3年度から7年度の期間で実施予定であり、第2次総合計画をベースとして作成され、先の全員協議会の資料として示されました。目次1、基本的事項から、2、移住定住人材育成ほか、12、再生可能エネルギーの利用推進まで、1ページから35ページまでの新過疎の概要の説明がありました。内容は非常に重要性が高く、当町においても、4年間の発展計画と考えます。以上を踏まえて質問します。若者世代の定住化対策は、緊急の課題となっているとありますが、具体的な施策はあるのでしょうか。

(2) 住民と行政が一体となったまちづくり。住民や行政が連携し協同のまちづくりを進めるとともに、住民が積極的にまちづくりに参加し、関心を持てる仕組みづくりを進めるとしています。また、行政サービスの向上や行財改革を推進し、健全で持続可能な行政経営を目指すとあります。以上を踏まえて質問します。住民が積極的にまちづくりに参加関心を持てる仕組みづくりとは具体的にどのようなことを考えてるのでしょうか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは堤豊議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1点目の観光振興についての(1)積極対応の機械化についてでございますが、通常企業の方針として、接客人員の削減のために機械を導入するというのであれば、企業さんが率先して取り組まれることかと思えます。また、そのことによって経費削減ということになれば、経営的にもメリットがあるので、町の支援云々ということではないのではないのでしょうか。加えて観光で来られるお客様が機械的な対応で味気ないと感じると、観光面ではマイナスも生まれるのではないかと思います。ビジネスホテルなどでは良いのかもしれませんが、お客様に対する接客というものを、改めて考える必要があるのではないかと思います。

次に(2)の経営診断士の活用につきましては、経営診断士の派遣を依頼する場合、派遣費の3分の2を県の商工会連合会が負担し、事業所の負担は残りの3分の1と伺っております。また、商工会に確認したところ、個別経営診断士の派遣を依頼する場合、商工会では過去に事業所負担の2分の1を補助する制度を設けておりましたが、令和2年度の実績がゼロ件であったように、近年、利用される事業所が少なく、補助をやめたそうでございますので、まずは商工会のほうに補助制度が復活できないかご相談をいただきたいと思います。

次に(3)の地域DMOの設置につきましては、以前、議会全員協議会の際に報告しましたように、町ではアフターコロナを見据え、学校関係の旅行を提案するため、県や関係機関にお伺いしております。このような企画も町内に地域や町と連携して観光地域づくりを担う法人があれば、行政だけで行うよりスムーズに進めることができますので、地域DMOによる観光地域づくりは必要と考えております。美しい伊豆創造センターは西伊豆町も加盟しておりますが、こちらは7市6町で構成され、広域でのPRになるため、わが町だけが突出して何かを行うことはできません。伊豆は一つという思いの中で、全体のバランスをとっての活動でございますので、今後も連携を図っていききたいと思います。

次に大きな2点目の西伊豆町過疎地域持続的発展計画案につきまして、(1)の若者世代の定住化対策については、まず、次の2の質問にも関連をいたしますが、課題に対する具体的な施策については、各項目内の計画に記載した表の中でお示ししております。若者世代の定住化対策に対する具体的な施策はとのご質問でございますが、新過疎法の目的が過疎地域の持続的発展に見直され、今後町が持続的な発展を目指すためには、次世代を担う若者世代の定住化を図り、人口を維持することが最も重要であります。全ての項目において、この視点に立ち計画を作成しましたので、計画の中のどの項目ということではなく、今後この計画全てを確実に実行していくことが、直接的、間接的に若者世代の定住化につながっていくと考えております。また町では、6次産業化を目指した事業も進め、若者の移住定住につながる取組も既に行っております。

次に(2)の住民と行政が一体となったまちづくりにつきましては、これまで町が取り組んでまいりました町民がまちづくりに参画する仕組みの一つに、まちづくり協議会がございます。それぞれの地域が抱える問題解決のため、住民、行政が連携し、協働によるまちづくりを進めてきましたが、現在は発足当時から高齢化がさらに進んだことや、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動が制限されていることなどから、活動の縮小や停止を余儀なくされている状況でございます。一方、コロナ禍で、テレワークの導入が進み、ワーケーション

ンなどを推奨する首都圏等の企業では、地方における社会貢献や地元の方との交流を望んでいる会社もあり、企業と地域住民との連携といった新しい形のまちづくりが進んでいる自治体もございます。今後は、こうした外部からの協力も得ながら、地域住民、企業、行政が連携して、まちづくり活動に取り組む環境づくりが重要であると考えております。計画上には35ページに記載してございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 詳しい説明がありまして、再質問する項目がうんと少なくなりましたが、せつかく用意したものがありますから発表させていただきます。観光振興というのは、もう私も観光についてはもう何回も何回も言っておりますけど、今回ちょっと切り口を変えて再質問させていただきます。コロナ禍の中で、関連事業者は若い人を早く確保し育成していかないと、事業を持続させることが難しくなっているということが記載されてます。また、観光産業は他産業と比較して賃金が低い傾向にあり、学生の就職先として人気低迷していると考えます。ここで質問させていただきたいんですが、優秀な若手人材ほど就労条件がよい県外東京、神奈川へ流出してると思いますが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町の考えといたしましては、若者にはなるべく多く残っていただきたいというふうに思いますけれども、賃金の安い中に残りなさいという強制はできませんので、できれば議員も観光業者さんとして、雇われてる方の賃金を上げていただければよろしいんではなかろうかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 今町長が言われたように、今、最低賃金もまたこの10月から改正されて、大分上がってくるんですけど、逆に経営者とする、いや厳しいなと、今の雇用助成の制度も9月末まで、新聞記事によると、12月末まで延長するかもしれないということでございますが、雇用助成がありますもんで、ホテル関係を中心とした大手事業所、また、中小零細企業の事業所も、雇用の保険並びに緊急助成がありますもんで、大分助かっている現状でございます。そんな中でございますが、先般9月の6日に、観光協会の方が、伊豆新聞、静岡新聞に、観光協会の役員の方が来て、町長のほうに陳情されたということで、記事がありました。

○議長（山田厚司君） 質問者これはどういうふうに絡めた質問。

○4番(堤 豊君) 観光の観光振興の一環の一つです。

○議長(山田厚司君) 通告のどれに絡めた再質問。

○4番(堤 豊君) 観光協会、観光振興の一つです。

旅館などが、この陳情に来たときに、旅館などが破綻するという考えで非常に厳しい状況がありますという形で町長に説明があったと思うんですが、具体的に救済につながるような陳情ってのは、例えば、金額的なそういう具体的なこのぐらいの金額とかそういう要請ってというのはあったんでしょうか。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野淨晋君) 議長のおっしゃるようになりますね、これは観光振興についてはそうなんですが、接客対応、機械化について質問されてるんですか、それとも経営診断士の活用について聞かれてるんですか。ちょっとわからないんですけども、要望にこられたのは今まで行ってまいりましたOTAを、今後も、もう一度継続をしてやってほしいと、その予算をいただければありがたいというようなことでございます。詳細につきましては新聞記事も書いてありましたように、議会に報告をした中で検討して、結果は報告をしますということですので、14日に行われます全員協議会の時に、来られました要望の内容を皆様にお示しをして、そういった支援が必要だという団体がありますので、どうしましょうかというご相談をかけさせていただければというふうに考えております。

○議長(山田厚司君) 堤豊君。

○4番(堤 豊君) 関連、ちょっと話がずれたということなんだけど、大事なことだったのですいません。観光振興は全部入り込むんじゃないかと思って質問に加えさせてもらったんですけど。ご存じのように、このコロナ禍は、本当に涙が出るぐらいの厳しいあれが、今年の4月11日から5月25日まで1か月半緊急事態宣言が宣言されて、ほとんどの事業所が営業をストップしました。また、ご存じのように8月20日から9月12日この24日間、緊急事態宣言発令に伴い、全事業所じゃありませんが、そういう事業所に対して理解いただける人と、それはそれでっていうことで商売される。先が大分こう分かれた形でございますが、私の個人的な考えでいくと、力のない事業所が休んで、補助金を県からの補助金をいただくというような方向で動いたと、こう思うんですけど、この緊急事態宣言が、今日の新聞にもありますけど、9月12日で終了、さあみんな最後のあれじゃないんだけど、倒産しないように頑張ろうじゃないかというスタートができればいいんですが、今日の川勝知事のあれやりますと、とてもじゃないまだ延長しようじゃないかというような新聞記事があったんですけど

ど、町長その辺はいかがお考えですか。

○議長（山田厚司君） 質問者、今の緊急事態宣言の延長とかっていうのはこの通告の中でどういった意味合いを持っての質問なのか。

○4番（堤 豊君） 観光振興の一貫としてちょっとすいません。

○議長（山田厚司君） それはわかりましたけども、できればその通告に従って再質問をお願いしてるんですけども、その辺のところはどういう意図があつての質問なのか、その辺を整理して質問してもらいたいんですが。その辺はどうでしょうか。なかなかその答弁するほうもですね、通告にないものをぼっと持ってこられても答弁ができるかどうかというところで、窮すると思うんですけど、その辺どうですかちょっと絡めての質問にならないですか。

堤豊君。

○4番（堤 豊君） すいません通告のあれでいくと接客対応の機械化ということでございますんですけども、先ほど町長のほうからこれにつきましては回答のほうをいただきました。これについて再質問のあれを言うならば、熱海のほうの大手の会社のほうですが、これからは1人ではなく、対応したときに、ロボット対応とかそういうところでやって、もちろん接客ということで人間対人間があるんですけど、そういう使い方っていうかデジタル化を進めて、お客様にそれも一つのサービスの一環だよというような形で動き出しているよというような情報が入りましたもので、そうなんだな、わが西伊豆でも、そういうことも考えなきゃいかんのかなということでしたので、ちょっとその辺をしたんですけど、先ほど町長のほうからの回答をいただきましたので、そのような形でやっていただければと思います。それでまたちょっとすいませんけど、一つだけまた総合的な観光振興にちょっと戻らせてもらおう。一つだけ。これ後は経営診断士のほうに移りますもので、もう一つだけしてください。今回、もし今回の陳情があつたという、いや陳情じゃなくて要望あつたということ踏まえてのあれなんですけど、非常にこのもし西伊豆観光というものが壊滅状態になった時にどういう事象が起きるかというのを、私なりちょっと考えてみました。これについては町長の意見を聞きたいなと思ったもので、ちょっと筋が外れてるが観光振興の一環なので教えてください。観光に従事する労働者が、当然潰ればいなくなります。それから仕入れとかそういう地元のそういうお魚とかそういう野菜も含めて、そういうところも観光業者がいなくなると仕入れがなくなります。温泉水道は、当然、大手事業所は全部なくなります。また固定資産税もなくなります。どういう現象が起きるかという、観光、基幹産業である観光が、全滅するという動きが出てくる可能性があります。従いまして、ちょっとこれもやめますけど、今回

の観光振興の一番のポイントじゃないんですけど、どうしても今回の支援というのはもちろん1事業所に対してじゃなくて、西伊豆町のために、基幹産業というものを考えていただく中で、ぜひ、町長の決断をいただいて、支援、先ほど全員協議会でまたお話をいただけるといふことですから、その時に資料いただきましたら説明しますけどよろしくお願ひします。それでは次に、経営診断の活用について入ります。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。質問をもう少し明確にお願いできればと思います。

○4番（堤 豊君） 町長にそういうつまらないこう壊滅状態とか、あつてはいけないことを質問したんですけど、そういうことを考えると、どうしても今回の支援策っていうのは早くやってやらないと、来年に言つてたら来年はなくなつてしまつたという最悪のケースも想定されるもので、ちょっとその辺の町長のお考えいかがかと思ひまして。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 堤議員は昨年も議員でございましたので、今まで、コロナ禍において西伊豆町がどういふ対応をとつてきたのかということについては、詳しくご承知をされていふかというふうに思ひます。伊豆半島南部、そして伊豆半島、県内を見てもですね、西伊豆町はいち早く対応もとつてまいりましたし、総額で4億円以上のお金を観光関連事業に投入をして、議員がおっしゃるようなことのないように最善を尽くしてまいりました。今後もその気持ちは変わりませんが、湯水のごとくお金を投入することはできませんので、要望のあつたことについては、議員の皆様ともよく協議をした中で、可能な限り支援はしていきたいというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） それでは（2）の経営診断士の活用について。これにつきましても、町長からの説明がありました。そんな中でございますが、行政担当者の方が数年おきに交代してしまう。また、商工会の職員も、2、3年ごとに交代してしまうとなると、先ほど言つたそういう経営診断士の活用をしたくてもできないケースが出てきたということなんですけど、先ほど町長の話だと、商工会の相談が、活用がなかつたということも先ほど説明あつたんですけど、それに加えて、それ以外の中小企業診断士とか、例えば税理士及び公認会計士というそういう会社経理とかそういうものを経営診断の中の活用に加えていただくことは出来なんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど壇上で申し上げましたように、県の商工会連合会が3分の2を

負担してくださり、残りの3分の1の2分の1を今まで商工会が負担をしてくれていたと。要は実質事業所さんは6分の1の負担をすれば、こういった経営診断士の派遣を受けることができるということでございますから、今議員がおっしゃったようなことは、派遣を受けて、ご相談をいただければよろしいのではないかとこのように思っております。これには回数制限はないというふうに伺っておりますから、今まで必要がなくて0円だったものを、なぜ議員がこれ求めてくるのかよくわかりません。たくさんあっても多くて予算が足りなくて、増やしてくれないかということであれば意味は分かるんですが、当然その辺は調べられてご質問されてるかと思えますので、なぜこういう質問に至ったのかを逆に教えていただければと思います。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 商工会の利用頻度ってのは、私も商工会のほうに行って、最近いろんな意味で勉強も教わりながら、いろいろ教えていただくようなケースが多かったんですけど、利用が非常に少ないというの私も認識してました。ただ、その推進のためについていうか、そういう一般町民のそういう人たちはわからずに、ただお金の補助金とかそういう時だけあわくって、さあみんなどうするんだどうするんだということで、役場当局か商工会に相談に行っていていいよということの許可を得てるってことは知ってるんですけど、どうもその商工会の人たちの指導員だけじゃなく、その説明いらっしゃいよと何でもわかんないことがあったら教えてあげるからいらっしゃいよというそういう活動というものが、もう少しできないのかなと考えておって、私はもう今活用して、これだってこれどうなってんですか、これはどうやったらできるんですかってことをお願いをしてるんですけど、その辺はもう一步踏み込んで、町のほうで商工会のほうに少しこういう活動やってるんだからおまえらもやったらどうだということの、そういう指導ってのは出来ないんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その指導を町に求めるのではなくて、一商工会員としてですね、商工会は商工業者のためにあるんだから、もう少し切磋琢磨して皆さんが喜ばれるようなことをしようじゃないかということ、議員が商工会に言っていただいたらどうなんですかね。商工会はそのためにあるんじゃないかと。もう全てが万事、何でも町にやれというふうに言われると、商工会、観光協会、漁業会、農業会、いろいろございますけども、何のための団体なのかわからなくなってしまいますので、まずは身近な団体に声をかけていただいて、それでも足りないから町に支援をしてくれということであればわかりますけれども、そこまで

町のほうでは、全てをやるということは、できないということでございます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 町長の言うとおりで。その辺は、そういう形で、私も同じ商工会員として、そういうあれをみんなにもう少し相談とかそういうのをやって、自分たちが楽になるようにするようにやれよということやっていきたいと考えます。

次に、(3)の地域DMOの設置についての部分で、再質問させていただきます。地域DMOとは、私が皆さんに言うようなことではないんですが、知らない方がいると困りますし、私自身も認識する意味でちょっとDMOの説明をさせていただきます。DMOとは、観光物件、自然、食、芸術、芸能風習、風俗などの、当該地域にある観光資源に精通し、地域と協働して観光地域づくりを行う法人であるとされてます。そういうことでございまして活動をということなんですけど、町長の先ほどの説明もありましたんですけど、当町の対象のところとしては静岡県観光協会、静岡ツーリズムビューロー、この辺は静岡県全体が対象ということで認識してます。また、先ほど説明しました美しい伊豆創造センター、これは伊豆地域の13市町であるということで認識しておりますが、これで間違いありませんよね。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 壇上で申し上げましたように、7市6町でございますから、13市町で間違いはございません。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） この辺のあれがあるんですけど、その辺の我々町のほうの西伊豆町として、そういう観光協会もそういう美しい創造センターでもいいんですが、その出資金がいくらとか、その成果のあれっていうのは、町にはやっぱりその出資金と及びその成果の発表ってのはあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） どの団体もそうですが、当然美しい創造センターも総会が毎年開かれますので、その時にはどういったものに使い、こういう成果があったという報告は受けております。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 最近の数字でいいんですが、美しい伊豆創造センターの西伊豆町の出資金っていうんですか、それと、もしお金のほう、このぐらいのっていうのがわかったら教えていただきたいんですけど、駄目でしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 大変申し訳ないです。そこまで詳細に通告に書いてございませんでしたので用意はできませんが、担当課に聞いていただければ、現場で確認ができるかと思えます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 質問に入る前に、ちょっと私もこれも勉強で、観光庁のホームページにも出ておりましたもので、ちょっとその説明と今後の当町の考え方を知りたいものでちょっと発表します。世界農業遺産静岡の農法のあれで2013年5月、それから世界文化遺産、これは富士山ですね2013年6月、ユネスコエコパーク南アルプス2014年6月、世界文化遺産葦山反射炉2015年7月、世界で最も美しい湾クラブ駿河湾2016年11月、世界農業遺産静岡水ワサビ伝統栽培2018年3月、ユネスコ世界ジオパーク伊豆半島、これが2018年4月ということですが、その後、この世界遺産とかそういうあれで、我々伊豆半島だけの問題じゃないんですけど、新しい何か登録とか発展の予定ってのはあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 新しいものが登録されるということは聞いておりませんが、世界ジオパークにつきましては、近いうちに更新の審査があり、それが通るか通らないかによって、それが継続か減るかというような判断というものがあろうかということは認識しております。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 先ほど言ったこの世界遺産の、これも非常にこの2013年からのそういう約10年、10年が9年7、8年の中で濃縮された形で、いろんなこういう登録をして、そして、日本国、世界にアピールするというそういう趣旨でやられてると思うんですけど、やっぱりこのある程度ちょっとこれ私の勉強不足であれなんですけど、こういうことに認定とか登録される時ってのは、我々西伊豆町も出資金みたいな形でお金を払うんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 質問者の世界遺産とDMOと、DMOの関連での話ですか。

○4番（堤 豊君） その一環なんです。DMOは。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 中にはそういったものですね協力金的なもので、年間1万円というようなことでお支払いを求められるケースもございますので、そういったものにつきましてはお支払いをさせていただいてるかというふうに思いますが、全部が全部そういったものに

加盟することによって、町負担が生じるというものではないかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） DMOが終わると次にもう西伊豆町の過疎地域に入らなきゃいけない。

最後に観光振興のほうはこれで終わりますけど、もしコロナ禍が終わった。その後どういう今度は逆に事象が起きるかと思うと、一斉に各日本全国で熾烈な、なんて言うんすかね、競争が始まるということを想定すると、何かそれもまたコロナが終わってよかったんじゃなくて、そのあとみんながさあ商売やらなきゃ、もうやっていけなくなるから、さあみんなで頑張るんだなんだっていうので、良い競争が始まればいいんですけど、みんなで潰し合いじゃないけどそういう動きがあるってことを、私、懸念してるんですよ。このコロナの怖さっていうのは、実はその辺に隠れてるんじゃないかと思うんですけど。その辺、考え過ぎですかね町長。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これはコロナがあろうがなかろうが、観光地は熾烈な競争はいつもやっておりますので、それに生き残らなければ西伊豆町の観光は立ち行かなくなるということで、今は観光の下支えに今特化しているような形でございますが、アフターコロナも見据えて、地域DMOがくれるような努力も今しておりますし、6次産業化も進めておりますし、いろいろな取組をもう既に始めておりますので、熾烈な競争に負けないように、西伊豆町は頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 持続化のこれにつきましては、もう資料のほうも先にいただきまして、私なりに勉強させていただいたんですが、広範囲にわたっておる非常に重要なあれで、これが良い、これが悪いというそういう判断ってのは、なかなか私自身も、しんどい部分があるんですけど、この持続化のこれは待たなしでっていうか、過疎地域の場合端的に言うと、経済成長期に企業立地の拠点を遠く職を求めて多くの人が出流する。多くの人、人口は流出していった地域のことを、過疎化というふうに私は捉えておるんですが、過疎地域という表現が私は余り好きじゃないんですけど、日本全国でそういう事象は、大幅な人口減少とかそういうものも踏まえてあるんですけど、それをわが町も食い止めるんだということで、この一環として今回の西伊豆町過疎化地域持続の発展計画というものが示されたわけですが、そんな中で町長のほうで回答はありましたけど、ここのとちよっと私早書きで書いたもんであれですけど、一番最後の質問の住民が積極的にまちづくりに参加、関心を持てる

仕組みづくりとは具体的にどのように考えているのでしょうかという質問を最後にやって、町長の壇上でお答えしていただきました。その答えをもう一度すみませんが教えただけませんかちょっとよく聞き取れなかったもので。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 大変申し訳ありません。読んだどこをもう一度読めと言ってるのかよくわからないので、(1) とか (2) とかわかりやすくお願いできますか。

○4番（堤 豊君） (2) で失礼します。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ではどこが聞き取れなかったのかわかりませんので、全文もう一度読まさせていただきます。これまで町が取り組んでまいりました町民がまちづくりに参画する仕組みの一つに、まちづくり協議会があります。それぞれの地域が抱える課題解決のため、住民行政が連携し、協働によるまちづくりを進めてきましたが、現在は発足当時から高齢化がさらに進んだことや、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動が制限されていることなどから、活動の縮小や停止を余儀なくされている状況でございます。一方、コロナ禍でテレワークの導入が進み、ワーケーションなどを推奨する首都圏等の企業では、地方における社会貢献や地元の方との交流を望んでいる会社もあり、企業と地域住民との連携といった新しい形のまちづくりが進んでいる自治体もでございます。今後はこうした外部からの協力も得ながら、地域住民、企業、行政が連携してまちづくり活動に取り組む環境づくりが重要であると考えます。計画上では、35ページに記載してございますので、ご確認をいただきたいと思っております。と、答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） 最後に一つ、一つだけすいません。既存項目と変更項目、この表紙の一番最初のところに出てたんですけど、変更項目の後ろのところで言葉は住宅定住地域交流の促進人材育成であるんですが、追加・独立というこういう表現があるけど、追加・独立ってどういう意味かちょっとわからないんで、そこの部分を教えてもらいたいんですが。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 変更項目の追加・独立とはどういう意味かっていうことなんですけれども、全体的に今回の改正したポイントについてお話をさせていただきたいと思っております。今回の法律改正の一つ前の改正に遡るわけですが、平成12年4月1日に、過疎地域活性化特別措置法に変わりました過疎地域自立促進特別措置法が施行されたところでござい

ます。それによりまして施設整備等に地方債を充当できる項目が14項目から24項目に、その時は追加されました。一つ例を挙げますと、議員の皆さんもご存じだと思うんですけど、火葬場がその時に追加されたものでございます。このように過疎地域自立促進特別措置法では、地方債を充当できるメニューを増やすなど、ハード整備等を目的として、財政支援により過疎地域の自立を目指すということが視点にあてられていたと思います。今回の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法では、その24項目に変更はございませんので、単に財政支援を目的とするのではなく、近年における過疎地域への移住者の増加、それから革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組、このような動きを加速させ持続可能な地域社会の形成を実現させていくことが目的とされたわけでございます。そこで今回町が作成した計画案では、主に、今議員のほうがお話しされました、移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成、それから、地域における情報化などの所を、既存もあったんですけども、それを追加するなり独立させるなりして計画上で定めたところでございます。これらの事業が過疎法の適用を受けられるようにということで、そこを重点的に改正を加えたものでございます。

○議長（山田厚司君） 堤豊君。

○4番（堤 豊君） どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。再開は、午後1時とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

---

◇ 仲 田 慶 枝 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、仲田慶枝君。

3番、仲田慶枝君。

〔3番 仲田慶枝君登壇〕

○3番(仲田慶枝君) 議長よりお許しをいただきましたので、壇上よりの質問をいたします。

私は大きく4つ伺います。1、津波避難施設について。2、サンセットコインポイント還元について。3、町の情報発信媒体について。4、観光の振興についてでございます。

1、津波避難施設について。(1)仁科浜地区の緊急避難場所について伺います。仁科浜地区には依然として津波避難困難区域が存在しています。6月の定例会でも質問いたしましたが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。現時点での計画を伺います。

(2)宇久須、沢田の緊急避難場所について。町内の津波避難タワーは2基建設されました。宇久須、沢田地区の進捗状況は現在どうなっていますか。

(3)仁科地区の緊急避難場所について。仁科では、更に浜地区のみならず、築地、正円地区でも津波避難困難区域が存在しています。この地域での避難タワー、若しくは緊急避難場所の整備はどうなっているのでしょうか。

2、サンセットコインポイント還元について。西伊豆町では、昨年5月から電子地域通貨を導入しています。当初は特別定額給付金の付与から始まりました。今年度は経済活性化対策とし、4月から6月まで決済額の5%をポイントとして還元付与する企画が実施されました。

(1)ポイント還元の効果はどうだったのでしょうか。ポイント還元は、消費者からも事業者からも好評の声を私は聞いています。費用対効果は大変大きかったと捉えています。

(2)今後、再度実施する予定はありませんか。

3、町の情報発信の媒体について。町は6月の定例会で、ウィズコロナ、アフターコロナの時代、観光立町としては、ソーシャルメディアを利用し積極的に西伊豆町を発信すると答弁されました。

(1)町として情報発信する媒体はどのようなもののでしょうか。

(2)マスメディアの一つとしてコミュニティーFMがあり、現在、静岡県下では12市町が開設しています。伊豆市が開設していることで、隣接する西伊豆町と河津町は放送対象地域として認められます。観光情報及び防災情報の発信として有効な媒体と考えますが、コミュニティーFMの放送導入について、町の考えを伺います。

4、観光の振興について。

(1)教育旅行誘致について。コロナ禍の影響で、長期にわたり観光の不振が続いています。そんな中、近場で短期間での教育旅行や修学旅行の需要は存在します。町では、「はじめての文化・風土に触れるわくわく教育プラン」をつくりました。この取組について伺います。

①どこに発信しているのですか。②内容はどのように決めているのでしょうか。③より多くの業者が潤う仕組みは、伺います。

(2) サステナブルツーリズムへの取組について、西伊豆町におけるサステナブルツーリズムの提案は、消費者が求める新しい観光の形として構築すべきものと考えます。多様な業者や住民が関わってつくり上げるものと認識しておりますが、どのように進めていますか。

①中心となって進めるのはどこでしょうか。②具体的な計画はありますか。

以上、私の壇上よりの質問を終わります。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは仲田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の津波避難施設についての(1)仁科浜地区の緊急避難場所について。その後の進捗状況はどのようになっているのかというご質問でございますが、仁科浜地区の津波避難施設の建設に係る件につきましては、ご承知のとおり、前年度議会の承認が得られなく、予算の否決となっております。依然として、仁科浜地区については、津波避難困難区域があることは変わっておりません。仁科浜地区に津波避難施設が欲しいという声も多くあり、再度議員の皆様のご理解を得ながら、津波避難施設の建設についてお諮りをしたいと考えております。

次に(2)の宇久須、沢田の緊急避難場所についてでございますが、宇久須地区及び沢田地区の津波避難タワーにつきましては、前年度、用地取得、測量、地質調査、実施設計を行っており、令和4年度に津波避難タワーを建設する予定でございます。

次に(3)の仁科地区の緊急避難場所について。仁科では、更に浜地区のみならず、築地、正円地区でも、津波避難困難区域が存在するがとのご質問でございますけれども、築地地区につきましては、津波避難タワーを建設する予定でございます。現在候補地を検討している状況でございます。

次に、大きな2点目のサンセットコインポイント還元につきましては(1)、(2)につきましては関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。5%還元キャンペーンにつきましては、5,000万円に対し、町が5%分の250万円を還元する方法で実施いたしました。6月末までに4,955万2,760円、99.1%のご利用がされ、その5%に当たる247万7,636円を還元したところでございます。町のほうにも、消費者や事業者から還元キャンペ

ーンを継続してほしいとの声が届いておりますので、今後こういった事業は必要ではないかと考えております。

次に大きな3点目の、まちの情報発信の媒体についての(1)町としての情報発信をする媒体はどのようなものでしょうかのご質問ですが、町から発信をいたします情報媒体としては、防災行政無線や広報紙、回覧、インターネットを活用したメール、ホームページのほか、フェイスブック、ツイッターなどのSNSも利用しております。

次に(2)のコミュニティーFMの導入を検討しないかのご質問ですが、災害時には近隣の災害情報を町の防災ラジオでも受信できるといったことが想定でき、導入メリットはあると考えますが、ハード整備に係る経費等との費用対効果も含めて検討していきたいと考えております。

次に大きな4点目の観光振興についての(1)教育旅行誘致についての①、②、③につきましては、一括で答弁をいたします。新型コロナウイルス感染拡大により、首都圏からの誘客が難しい中、県内を対象とした教育旅行誘致も有効な観光誘客の一つと考え、7月に県教育委員会の方に相談に伺っております。その時の説明資料として急遽作成いたしました冊子が、議員の言われた教育プランとなりますので、まだ完成には至っておらず県内の学校には発信はしておりません。教育旅行を実施するには、町民や町内観光事業者の皆様の協力が不可欠でありますので、まずは町のほうで協力いただける事業所と協議を進めてまいります。より多くの事業所さんが連携し魅力あるプランを作成することで、各事業者が潤う仕組みが出来るものと考えております。

次に(2)のサスティナブルツーリズムの取組についての①、②につきましては、地域DMOなど観光地域づくりの司令塔となるような法人があれば、そちらにお願いしたいと考えますが、現在は町のほうで進めております。具体的な計画があるかというご質問でございますが、これから進めてまいります6次産業化プロジェクトの中で、まちの風景やツッテ西伊豆などのアクティビティーを紹介する観光コンテンツクラウド配信システムを整備し、宿泊施設や飲食店等に配備する予定でございます。

今後サスティナブルツーリズムの取組につきましても、このツールを使って情報発信をしながら誘客につなげていきたいと思っております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長(山田厚司君) 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） それでは、個別に1番目から再質問させていただきます。まずは、仁科浜地区の緊急避難場所についてでございますが、ここが一番近いところですが地形図を見ると一目瞭然です。仁科の最も低いところですがここに避難場所がないということですね。この地区は大浜で1回高くなって、そのあとすとんと低くなるところで、一旦ここを津波が越えちゃうと、なかなか戻らない所で、とても辛い所でございます。一気に海拔2.5メートルぐらいになってしまうところですが、ここには西伊豆町の最大の住民が住んでる。現時点で730人超が住んでいるというところでございます。このあたりは、レベル1の地震でも6メートルの津波が襲うということが予測されています。私は、この付近の住民の方々お友達が多いものですから、少し聞き取りをいたしました。そうしましたら皆さんどこに逃げるおつもりなのって聞くと、役場、みんな役場って答えるんですね。ある方は、小田瀬の山ってというのは知ってるけど、夜あそこまで行けないよねとおっしゃる。中には、津波が来ると思ってない、思いたくないっていう方も結構多くて、そういう方もおいででした。この常会長さんにも伺ってみましたけれど、みんな役場に逃げるもんだと思ってるよっていうお話でした。地震津波だけじゃなくて気象災害も今すごく多いですよ。今多いので、いざというときに自分はどこに逃げる、どんな行動をとるべきかっていうことを知らずして、助かる道はないです。私はこうやって皆さんのお話を伺った時点で、図らずもこう予想外の問題が浮き彫りになったことがわかりました。多くの住民の方が災害時に自分がとるべき行動をまだ更新できていないんですよ。といいますのは、昨年、一昨年まで、緊急的に役場の上に避難してもいい。遠いからっていうことになってたんですけど、昨年の調査で、確か役場には耐浪の能力がないということで、いざとなったら逃げることはできないということが昨年わかった。そのことを多くの方は、ご存じないんですよ。まだご存じないので、自分たちはやはり役場に逃げるって思ってたんですけど、もちろん今年の9月の防災訓練は中止になっていますから、知る機会もないってのは、ないんですけど、でもやっぱり間違っただけの情報のまま暮らしているってのは私すごく怖いって思います。私がもう防災活動をして10年以上になるのですが、最初から思ってることは、防災訓練がすごい甘いなってすごく思っていて、切迫感がないなって思ってたんですけど、何かここに至ってこういう更新もされてないまま日が過ぎていっているってのが本当に怖かったです。伺いたいと思いますのは、今コロナ禍ではありますが、この津波避難施設の建設が否決されて頓挫してしまっているのですが、このあたりに住んでる方々は避難場所についてどんな認識を持ってい

るかとか、いや実はここに逃げるんだよ、もう役場は危ないよっていうなことを周知させたんでしょか。そんなことに努めていただけたのでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 避難場の周知っていうことでございますけれども、今まで防災課としましては、町民向けに防災マップ、それから地区ごとに津波避難行動ルールブックというものを配布して、粛々と場所の周知を努めております。また、町のホームページについても掲載をしているというような状況で、また、各訓練につきましては、自主防災会長でも独自の回覧をお出しをされていて、その場所については、ここが避難場所というような形の周知もされてるということでございます。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうしますとしっかりアンテナを張っていれば、役場は緊急的にはもう避難地としてはふさわしくないということは、皆さんご存じな一応そういう状態なのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 耐浪調査の結果、耐浪性がないということに関して、それだけをもって告知をしたというものはございませんので、議員がおっしゃるように、その辺のデータがアップロードされてないというのはそういうところかなというふうに思います。ただ、住民の中には、役場それ相応の対応をしてくれるだろうということで、津波避難困難者が、新たな複合施設が建つことによって私たちは助かるもんだというふうに思い込まれておられるのも事実でございまして、今その計画が頓挫しているということを知らない方も中にはいらっしゃるのかもしれませんが。ただ、それを建てないことには、今地震が起きて津波が発生した場合には、今この役場の庁舎にいる方は、生存、本当にできるのかということとは確約はできないわけでございますので、町としては、それにかわる施設というものが引き続き必要だというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうです。おっしゃるとおり本当に多くの住民が逃げると言ってるこの役場、安全ではないんですね。職員の方々も100人弱ここにはおいでて、このままではみんなここに逃げてきます。なので、本当に一刻も早い津波避難困難区域、解消していただきたいというふうに急がれることだと思います。先ほども言いましたけれど、気象災害もすごく多いです今。風水害時に雨風をしのぐ避難施設もないわけですよこの辺りには。福祉

センターを使えれば使えるんですけど、そこはあまりにも高さ的には低いので、地象災害で耐えることにはならないということなので、ひるがえってじゃあここに逃げられるかなって言ったら、あまり大きな会議室とかないんですよ。この役場ってないので、この気象災害でも避難所としての機能はなかなか果たせないんだと私は思っています。平成30年でしたか、セミに入ってもらって町民防災会議というのが立ち上がっています。あれからもう数年たっていますが、多分あのときはわりと住民の方々は参加して自分たちをどうしたらいいんだらうって、何が足りないんだらうかっていうことを話し合った記憶がありますが、でも、このあたりの津波避難困難の困難区域の解消は、結局遅々として進んでいなかったということになっています。私は6月の定例会でもお願いしました。ここには、ですから気象災害のときには避難所となり得る、ふだんは日常的に使用できるコミュニティーの空間として使用できるところを兼ね備えた、そして最上階は、津波避難施設として生き長らえることができるところ、そんな機能を持った複合施設の1日も早い建設を私は望みます。では、なぜ否決されたかという、その建設費は膨大にかかり過ぎるということでございましたんで、もうそういうことであるならば私は、代替案でも出していただいて、ここが私は解消していただきたいと思います。ですから、考え方としては二つ、昨年度のような、もちろん1階には消防団の詰所第4分団の詰所を兼ね備えて、そしてあるときには少しトイレを減らそうという削減案を出していただきました。そのアイデアと、もう一つは、常に使える公民館機能を持ち合わせた土砂豪雨災害時の避難施設と津波避難施設を建設する。消防団の詰所は切り離すという考え方が二つ目だと思います。聞くところによりますと、消防団の詰所は沢田には絶対必要だとか、いや、もともとだいたい詰所は津波浸水区域外に持っていきべきだろうと、いろんなご意見があるようです。その是非とか、すり合わせができてないという印象は、私は女ですし、消防団、実は関わったことがございませんので、外から感じる印象でございますが、全然すり合わせができてないんじゃないのかしらという印象を持ちます。この件について、消防団と意見交換の場とか、情報の共有というのはやっているのでしょうか。そこを少し伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 消防団とのすり合わせ、話合いという件につきましてですが、月1回、消防団の役員会がございまして、そのような中で再度、新年度入りまして消防団の詰所について、再度団員に意向を伺っている段階でございます。まだ、正式な意見が集約されていない状況でございます。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 高齢化率ナンバー1に、50%超えたんですよついにね。若年層の人口が少なくなって、詰所が近くにあっても日中起きた災害に消防団員が集まることができるのか。ならば、第4分団1か所にして団員が参集しやすくし、総合消防車を一刻も早く出動させる。各詰所には最低限の機能を残しつつ分団は1か所についてという考えは、合理的かなと私は思います。国勢調査から出された人口推計では、19年後の2040年には、いわゆる生産人口15歳から64歳までの人口は、今の約3,250人からほぼ半減に近い1,800人台という数字が出ています。このような人口の減少、平成17年の国勢調査から5年間で30%ずつ生産年齢人口が減ってるんですね。そんな状況です。既に消防団の団員数が、定数を割っているという事実もございます。20年後には、団員の絶対数の確保すら難しくなることが予測される中、小隊に分かれた詰所が、果たして機能するのでしょうか。冷静に客観的に考える必要があると私は考えます。だがしかしですね、地域を守ってくれる消防団の在り方は、当事者の方々のご意見が最重要だと思います。団員の方が、将来のことを鑑みてお決めくださればいいんだと思います。私としましては、この浜地区での1日も早い津波避難施設の建設を望みます。町長いかがでしょうか。急いで、これについて取り組むことを約束いただけないでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 建設のネックになっているのは、多分消防団の詰所機能を抱き合わせているということが、最大のネックなのかなというふうには感じております。といいますのも、消防団の詰所を置くことによりまして、車両のみならず、その団員の集まる場所というのが必要になりますから、2階部分はその詰所で、3階部分が避難場所です。風水害の。その上が津波避難タワー的なもので予定をしておったわけでございますけれども、当然それをつくるにあたっては、相当がっしりしたものをつくらなければいけないということで、支柱になる部分の杭を相当太くしなければいけないということが途中で判明し、急に3億4億だった事業費が6億まで広がったということで、多分その件についてご賛同いただけなかったのではなかろうかというふうには思っております。ただ、議員がおっしゃるように、消防団の数が、今確保できない状況が続いております。私ももともと田子の3分団の消防団員だったんですが、私が入団したときには35歳になれば退団ができるという約束で入団しましたが、今43歳、今年44になる年でございますけれども、いまだに私の同級生は消防団員として入っております。要は抜けられないんですね。入ってこられませんから。若

い方がいらっしゃらない。そうするとその年齢も上がってまいりますし、これから若い方がどれだけ入ってくるのかというのはわかりません。ですから、仮にその状況である程度の年齢で抜けるということになれば、団員の数が減ってきますので、田子の分団につきましてはそれを想定して、4小隊あったものを、バイパスに分団の詰所を移転するときに、ついでに3小隊分に減少させました。これで団員の確保をして、何とか車両を運営できるような体制をとったわけでございますけれども、これは多分仁科の分団、または各小隊も同じ状況になってるんじゃないかなろうかというふうに思います。それを踏まえて町ではですね、各小隊がばらばらにいた場合、消防車両は3名いなければ出動ができませんので、仮に全ての小隊2名ずつしか来なかった場合、車両は1台も出ません。そうすると、火災の消火出来ませんので、1か所に集めれば、仮に4人5人集まったら、確実に1台は出せるというようなことが生まれますから、そこに集めたらどうかというようなことがありました。加えて仁科にある消防団の蔵置所、詰所、いろいろなものありますけれども、これが全て老朽化しておりまして、既に修繕費だけで年間何百万というお金を今かけて、いろいろ直し直し使っているのが現状ですから、へたな改修をするぐらいであれば、新たにつくり直したほうが良いということで進めておりました。ただ、中には浸水区域だから駄目だという方もいれば、各場所になればいけないというようなこともありますので、一概にその意見がまとまらないというようなこともありました。分団のほうからは、一か所に集めて同じ施設につくってほしいという要望もあったので、町としてはそれを進めたわけでございます。ただこうなってしまった現状を考えると、それをもう一度切離して避難場と避難タワーだけの建物をつくり、消防団詰所はまた別で考えると。それが4つに分かれたままになるのか、1か所で全く違う場所につくるのかという議論になろうかと思っておりますけれども、またそれも一つの方法ではないかということは、今、担当課とは話しております。ただこれについては、ある程度消防団さんのご意向を確認しないとイケませんので、今、聞き取り調査をしているということでございます。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。前回もお話ししました。同じこと何度も言うんですけど、私の4月の選挙運動の時に、私の拙い演説をずっと最後まで聞いてくださった若い男の方が残ってくださって、その方が私のところに寄ってくださって、僕は東日本大震災のあと支援に行きましたと。あの時の光景が忘れられないと。お願いです。絶対この人たちを助けてくださいって私言われたんですその方に。もうそれは私も本当に忘れられ

ない。だから、私頑張って、このことは何度も何度もここに出させていただいて実現するまで頑張りたいと思います。一刻も早い取組をお願いいたします。

次に2番の宇久須、沢田の緊急避難場所について伺います。もう用地取得ができて、先ほど町長、何年度に建設予定とおっしゃいましたか。聞き取れなかったのですが、そこを確認させていただいてよろしいですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 来年度でございますが令和4年度でございます。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。沢田は、もうすぐですね。2つということですよ。令和4年度っていうことですね。あそこも大勢の人が住んでいる所なので、ちょっと安心いたしました。宇久須地区においては、下月原の建設予定と伺っております。あそこには、やはり宇久須には、まだ津波避難困難区域が存在します。浜、柴です。柴の皆さんは、事実上クリスタルパークの駐車場にお逃げになるんですけど、地図で見てももう本当に遠いっていう感覚はいたします。いざとなったら、こちらの方々行かざるを得ないのは弁天さん、弁天さんも本当に登るのが困難です。住民の方に伺うと、町はそこ避難地に使えって言うけれど、あそこ危なくて行けたもんじゃないよっていう方結構多ございます。さらに浜地区ですね。浜公民館と住民防災センターが避難場所になっています。私の印象としますと、浜公民館でちょっと高さが足りなくなかなかって気がいたしますが、この浜公民館と住民防災センターは十分に津波避難施設として耐えられる状態なのでしょうか。また、弁天さんは、皆さんいざとなったらやはりあそこに行くしかないという方多いと思うんですけど、避難路整備などの計画はないのでしょうか、伺います。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 今、住民防災センターと浜の公民館の施設が、十分耐えられるかというご質問に対してでございます。先に浜コミュニティー防災センター、通称は浜公民館ですが、これは平成30年度に耐浪調査を行っております。耐浪性がなく、津波に耐えられない施設となっております。続きまして住民防災センターは令和2年度に耐浪調査を行いましたが、こちらも耐浪性がありません。ただし、川側の壁側ですね、これを改修することによって耐震性を保つ可能性があるということになってございます。続きまして弁天さんの件でございます。町としての認識ということでございますが、弁天山につきましては緊急時に上がることができる場所。以前ですけれども区から要望がありまして、あそこの登り口の所

に手すりを設置して避難道を整備しております。弁天さんは急傾斜で上りづらいということですが、緊急時も津波が来た場合には、もう短時間でそこにすぐ上れるっていう利点、これがやっぱり有効な場所の一つとっております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 住民防災センターは耐浪性がないということで、改修すれば使える。改修の予定はあるんですか、具体的に。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） どの程度改修すれば使えるかという試算はまだされておられませんので、今のところ言えば改修予定はないと。というのは、議会のほうにもこのぐらいかかりますということを今示せる状況ではなく、昨年度末にその調査の結果が来ましたので、それを精査してこれからどうしようかということで、今検討しているということでございます。ただ、これにつきましては、今までは浜の公民館が使えないというようなことがわかった時点で、浜地区は防災センターをとということで振替えておりましたけれども、防災センターが使えないのであれば、それを改修する費用で浜の公民館付近に津波避難タワーを建てれば、もしかすると200メートル圏内で収まる可能性もあるんじゃないかということも、またあわせて考えなければいけませんので、今ある防災センターをやたらにいじって高額な改修費をかける必要もないかなというようなことも考えられるわけでございますから、そこはトータル的に地区と話し合いをしなければいけないというふうには考えております。ただコロナ禍なので、なかなかその人を集めて、いろいろなものなどがやりにくいというようなことがあるので、コロナであっても津波が来る危険性は変わらないので、町としては早急に何か手を打ちたいということはあるんですが、町主催のそういうものをして、仮にクラスターなどというものが発生した場合も、やはり想定をされますから、どうしたものかなということで頭を悩ませておりますけれども、いずれにしても対策は講じなければいけないというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。早急な対策を望みます。このことについては、またこれも継続的に注視させていただきたいと思います。次に、先ほど仁科浜地区について伺いましたけれども、そこと隣接する築地ここもとても標高が低いところです。同じく津波が超えたら戻れない。8月の12日で先ほど調べましたら、その前がすごく波が強い日が続いていて、浜に砂がたまってたんですね。たまったことによって、下築地の内水がはけなくなってしまうと、

小規模って言ったら失礼ですけど、氾濫してしまって水浸しになったということが8月ございました。それだけ低いところ、水がはけないところがございます。そこもやはり津波避難区域が存在しています。500人弱の方々が住んでいるところですが、仁科川よりこの北側の住民というのは、旧西伊豆中の裏山に避難することになっています。でも、防災訓練やっても5分以内にここにたどり着く人はごく僅かです。その状態でずっと長い間対策がとられないまま、いつもいつもその山についていうことだったんですけど、どんどんどんどん高齢化が進み、避難がますます困難になっています。あのエリアには、町内の医療の中核を担う病院も位置しております。ここもやはり津波避難タワーを望むところがございますが、これについては先ほども言及いたしました防災力向上に向けた取組として、町民防災会議を核とした防災対策の推進という町民防災会議が立ち上がっております。その時に多分その時からもう既に要望として出ているのだと私は認識しておりますが、やはりここどこがいいのかっていうのは、多様な主体が自分たち主体性を持って考えると、やはりそれはもう素早い避難行動にもつながる、モチベーションも高まるのではないかと私は思います。再度、このブロック会議に諮るとか、そんなようなことはお考えにならないでしょうか。とにかく、いろんな人が関わって検討するような仕組みがあればいいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） はい。議員がおっしゃるとおりですね、今コロナ禍で、なかなか思うように会議等を行うことができませんが、防災課には、町民防災会議や自主防災会議など等ありますので、こういう場においてご意見を伺い、検討したいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 既にできている津波避難タワーは、この前工事監査で私たちも行かしていただいたのですが、いろんな備蓄品とか工夫してあって、すごく安心できるなと思っていました。避難タワーの安良里の避難タワーですけど上らせていただいた時に思いました。ですから、今、この避難困難区域がまだ存在してる所、町民が自分事として正しく知って正しく恐れる。そして、自助公助、やるべきところがやる、やるべきことをやる。これを遅滞なく進めていただきたい。それを求めて私のこの件の質問は終わります。

次に、サンセットコインのポイント管理について伺います。先ほど、金額についてご提示いただきました。99.1%の利用って確かお答えいただきました。これは町内の景気対策、経済支援として発行している電子地域通貨ですね、2020年の5月に開始して、このときには1

万円ずつ全町民に付与されたんですよね。このときに爆発的にみんな利用したと。その次の利用が先ほど町長おっしゃいました介護保険、無利用の65歳以上に1万円ずつ、この時もまたピッと利用率が上がって、そして、3回目のピークが今回の5%還元のところでございました。この利用率が99%だということは、この50%以上を占める高齢者が使っているということです。確実に使っているということになります。ということは、この高齢者、ここの西伊豆町の高齢者はキャッシュレスを使いこなすことができた。とてもうれしい喜ばしい、こう来るべきさつきから話題に乗っていますデジタルトランスフォーメーションの時代に向けて、巧妙ではないかと私は感じております。この5%の還元でございませうけど、生活必需品を販売する小売店の利用が多く、車検にも利用なさった方がいるっていうのを伺って、すごく楽しかったですけれど、要するに250万円の支出で5,000万円の利用という経済効果を産んだということでした。私も、こんな立場になりまして割と町の方から声をかけられることが多いものですから、ちょっと伺ってみました。私50人の方に伺ってみましたら、このサンセットコインで買物を町内でしたという方が34%、50人の方に伺ってね。でも5%のポイント還元が終了したら、元の買物行動に戻ったよっていう人が14%。一方、これ5%還元は何ら自分の買物行動には変化はなかったという人が50%いました。50人の中にね。また、そもそもこのポイント還元なんか知らなかったっていう人が12%。そうかこういうことなのかって、ちょっとこう拍子抜けをしたような、私としてのアンケート結果です。事業者さんからも伺ってみました。大概事業者さんは、5%還元はよかったね、ぜひもう1回やってよ。言ってよっていうふうにすごく言われること多いんですけど。客観的な数値が欲しいなと思って少し小売店さんに聞いてみたんですが、地元手法のスーパーマーケットでは、サンセットコインの利用率は前年対比136%。サンセットコインの利用率として。ただし、総売上げは前年のほうが多かったですよ。だからここの所は単純に喜ぶことかどうかわからないと思いました。家電量販店では、連日店舗でチャージして、そして家族全員分のサンセットコインを集めてお買物なさる方が多くて、すごくこう祭りのような感じだったっていうふうにおっしゃいました。もともとこの時期ってのは売上げの多い時期ではあるので、単純比較はできない。でも、ポイント還元終了後は、明らかに火の消えたように静か。明らかに、10%以上の売上げは下落したというような返事をいただいています。このようにポイント還元は、消費者からも事業者からも好評の声を聞いています。費用対効果は大きかったかなっていう印象は持ちますけれど、町としてはこのポイント還元キャンペーンのみならずこのサ

ンセットポイント事業全体、現時点でどのように評価分析なさってるんでしょう。そこをちょっと伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 詳細につきまして担当課長のほうから答弁させますけれども、肌感覚につきまして私も仲田議員と同じような感じでございます、そもそも町内の方ですね、車をお持ちの方がどこに買物に行かれるかという、結構マックスバリュさんが多いんです。あそこに行きますと、何かの日になると、G何とかデーとかってあるんですか。それになると、何かそのポイントの還元率が多いので、よくそこにお買物に行かれるし、WAONでポイントが還元されるんで行かれると。確かに商品も他のスーパーに比べれば安いことあるのかもしれませんが、やはりどちらかという、松崎町にあります店舗に西伊豆町のお客さんが吸い込まれているという現状がありますから、それを何とか地域経済の活性化のために、こちらに引き戻すためには、何かしらそれにかわる物をつけていったほうが良いのではないかと、ということがまず一つございます。ポイント還元につきましては、利用されれば利用されるほど、当然キャッシュバックがあるわけでございますので、お金をお持ちの方はそれなりに使うし、それなりにリターンもあるし、それこそ買物に行かない方は、還元がないというふうに言われるかもしれませんが、ある意味町内であれば、どの店舗でも使えるので、先ほど言った車屋さんでも電気屋さんでも使えるというメリットがありますから、取り入れをさせていただきました。ただ、金額については昨年度に比べて少ないというのは、これはもうしょうがないことございまして、一番初めのサンセットコインには7,000万円が入ってますね、配ってますから。その次に介護保険の還元関係で3,000万円が入ってます。これで1億円ですね。これプラス、マイナンバーカードに登録された方は2万円の現金に対して、国の5,000円と町の5,000円のチャージがされてますから、これで3万円。これが仮に1,000人いれば、それでも3,000万なわけですよ。そうするとトータルで1億3,000万のお金が市場でサンセットコインとして動いた去年と、今年は、自らがチャージをして、ポイント還元をもらうわけですから、そこが5,000万に収まって少ないなというのは、これはしょうがないのかなというふうに思います。ただそうは言っても、自分の身銭を切って5,000万チャージしてくれた方たちが5,000万円分いらっしゃったということございまして、これが今まで、どの程度外に逃げたお金が西伊豆町に戻ってきたかというのは、ちょっと明確な試算はでないのかもしれませんが、それ相応の効果はあって、西伊豆町経済にはとても有効に使えたのかなというふうに思います。加えて、車があった人は、町外のお店でポイント還

元で得をしていたけども、車がないから町内でしか買物ができない方は、このサンセットコインのポイント還元をしたことによって、そのキャッシュバックの恩恵を得ることができたということも、またメリットとしてございますので、なるべくであれば地域内の経済活性化のために、もう一度町はこういったものを取り組む必要があるんじゃないかなというふう

に分析はしております。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 数字的なものについては今町長のほうがお話しされましたので、ほぼそれになるんですけれども、令和2年度については全体で2億2,000万円が町内のほうで使われております。サンセットコインを導入したきっかけっていうのが、当初、昨年春の時に、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして観光ストップする、そうした状況の中で観光客の来町をお断りした。そうしますと外資が入らなくなるということで、町内の景気を何とかしなければということで急遽取り入れたのがサンセットコインでございます。その時にもしその施策をやっていなければ、もしかしたら今の段階でコロナウイルスの関係でお店を閉めなければならぬ所が出てきたのかもしれないかもしれませんが、そういうのは聞いておりませんので、そういった意味では大変効果があったのかなというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時53分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 先ほどの続きで、サンセットコインのポイント還元のこととございますが、今回の定例会の補正予算で上がっているようでございます。今後のポイント還元は、どういうふうなプランなのでしょうとかお聞かせください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議会の議決がいただければ、こういったものでもう一度この還元をやるのかなということで、今進めております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 確かにこのポイント還元は、還元されていた印象は持ちます。印象を持って、割と持ってやってっていう声聞きます。先ほど担当課長がおっしゃったように非常事態宣言蔓延防止等重点措置などによって、その外からのお金が入ってこない。ならば町内のお金は町内で消費してもらおうと、そうすることによって、町内消費の促進そして経済効果ということをもくろんだというお話、それはもう本当によく理解出来ます。そしてその財源は、おそらくふるさと納税、寄附してくださる方々の気持ちから逸脱しない使い方で、それを充当するというようなことも、私は理解できました。ただですね、私思うにこの潤沢の寄附金に甘えて極めて感覚的な、先ほど町長はどこかでおっしゃいました湯水のごとくのばらまきにならないこと。私は、そこは十分警戒していただきたいということを申し添えます。このサンセットコイン事業はもちろん経済支援、町内経済支援ですけど、健幸マイレージ、健幸づくりに参加するとポイントもらえるって、溜めることもできるんですよ。何かすごく楽しい仕組みで、私はこの仕組み、チイカの仕組みってすごく素晴らしいと思っています。ですから、なおさらなことその各事業等にしっかりとその時点時点での費用対効果を、評価分析していただいて、感覚的なばらまきにならないような、ちゃんとした分析をして、サンセットコイン事業を長く続けてほしいと強く思います。ありがとうございました。

では次です。町の情報発信の媒体について伺います。先ほど伺って、町はどのような情報発信をしていますかということで、同報無線でありますとか、ホームページ、フェイスブックというふうにお答えいただきましたけど、町はこれで十分だと思っておいででしょうか。何かこう支障というか、もっとということを感じたことはないですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 先ほど町長のほうから情報発信のツールをお話しさせてもらいましたけれども、平常時のツールといたしましては特に問題はないのかなというふうに考えております。ただ、災害時によっては、その災害規模によって既存のツールが機能するかというような問題もたぶん出てくるかもしれませんので、複数用意しておくことが重要なのかなというふうには考えております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は今回は、コミュニティーFMの導入を提案いたします。コミュニティーFMってというのは、地域に密着した情報を提供するために制度化されています。超短波を使って、その放送出力もとても20ワット以下と小さくて、だいたい地方自治体とか第三

セクターが設立して運営している、まさしく地域密着、市民参加の特徴のラジオ放送です。特徴としては、やはり小回りのきいた取材、地域の身近な話題の提供など広域で取上げない地域情報の発信拠点の役割を果たします。また、これはこのコミュニティーFMに限ったことではないですが、インターネットで聞くこともできますので、遠く離れていても全世界から聞くことができます。県内では静岡、浜松、島田、富士、御殿場、三島など12か所、12局で開設されています。伊豆市より南にはないのですが、隣接市町は構想対象地域になり、伊豆市に隣接している西伊豆町と河津町は、伊豆市のFM伊豆、その放送対象地域に該当します。ここが私にとっては一つの大きなポイントだと思っております。ぜひ西伊豆町でも導入していただきたいという、今日は話でございます。私が提案する理由は3つございます。まず、観光の面です。地域密着の情報を流しますと、今西伊豆ではこんなことやってるよ、というローカルな情報をタイムリーに流していくことができます。地域活性化も期待できますし、誘客にもつながります。伊豆市では、FM伊豆で毎日市民生活に必要な情報を流しています。そして、私はもう1点2番目に強調したいのは防災の面です。先ほど担当課長も言っていただきましたが、コミュニティーFMでは、大規模災害が起きたときは、24時間災害放送を流します。災害情報伝達手段は、多様にする必要があると私は思っています。地域にとって有効で、そして身近な情報伝達の手段となりえます。私も、しばらくずっと防災のことを考えているのですが、静岡県には静岡県防災というアプリがあります。皆さんお入れになってます。あるんですけど、いま一つ使い勝手がよくない。何かこう、かゆいところに手が届かないようなところがあります。そしてもう一つ以前から、もうこれ10年以上前ですかね、防災科研がつくっている、eコミマップというのがあります。私、これのほうに参加型で双方向で情報を出せるので、私はこれがいいなと思って、しばらく皆さんにお勧めして、区長さんたちとか災害ボランティアの会の方たちとかにお勧めしていたんですけど、これも結構難しいんです。結構難しく、誰もがエディターになれるわけではないので、これなかなかみんなが使えるようになるということにはちょっと遠いものがございます。そう思った所にこのコミュニティーFMというのは広く身近なところの情報なので、極めて双方向に近い感じのラジオ放送になってきます。多様な情報伝達手段として、私は、これは入れたほうがいいなってすごく思っております。もちろん平時にはですね、地域特有の細かい防災情報を流すことはできません。実際、阪神淡路大震災の時とか東日本大震災の時には、コミュニティーFMは大活躍いたしました。石巻とか登米とか福島などですね、大いに役立って、地震発生直後から災害情報などの発信をしておりました。またつい最近、8月20日の伊豆新

聞に載っていたのですが、熱海の土石流の災害の時にも、FM熱海湯河原は、発災直後から避難所生活まで生のきめ細かい情報を届け続けて、コミュニティーFMの有効性は証明されています。もう一つ、ぜひ導入を検討していただきたい3つ目の大きな理由がございます。先ほどポイントといったところでございます。伊豆市に接している隣接市町なので、西伊豆町と河津町は放送対象地域になります。ということは、開局しなくても、このラジオに参入できるということです。中継局などは立てなくちゃいけないと思うんですけど、これはそんなに高く、2,000万円よりは高くなることはないっていうような、ちょっとこれはちゃんとした情報かどうかわからないんですが、開局するよりはずっと安く済むということは確実にだと思います。また、探せば国の補助金もあるようです。隣接市町のもう一つの河津町が、導入を検討しているらしいということをちょっと小耳に挟みましたが、そんなような情報は町には入っていませんか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 河津町の動向ということですが、こちらで確認しているのは現在検討中ということで聞いております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） もし河津町が一緒になさるということであれば、ここでは確実に規模の経済成立します。たぶん費用は最小限に済むのではないかと思います。一緒にできれば、ちょっと一緒に検討していただきたい。この機会に導入すること、ぜひ導入していただくことを私は提案いたします。

では、最後に観光の振興について、今日は教育旅行とサステナブルツーリズムのことを伺います。先ほど教育旅行のことについては、まだ未完成であって協力できる事業者さんを探しつつ魅力あるプランをつくって、町全体が潤う仕組みを今模索中ですよというような答弁いただきました。本当にコロナ禍で行き場を失ってしまった修学旅行とか教育旅行ですね、エージェンツも困り果てています。もっと気の毒なのがエージェンツなどに頼めない小規模校の先生方ってのは、どこに聞いていいかわからない。でも子供がかわいそう。どこかに行っただけじゃあ。そういう途方にくれてる方々多いです。先生方多いです。ここは一発西伊豆町に呼び込みたいと、私は思います。教育旅行ですから、学ぶこととか、何かを探求する、体験する、交流するっていう要素がどうしても必要になってくると思います。ただの物見遊山だけではなくて、必要となってくると思います。先ほど発想段階っておっしゃいましたけ

れど、西伊豆町は現時点でどのくらいのコンテンツとか、観光資源ってのは提案できると考えておいででしょうか、伺います。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 以前、議員の皆さんのほうにも初めての文化風土に触れるわくわく教育プランという冊子をお配りさせていただいたんですけれども、情報的にはそれぐらいの情報しか今持っておりません。それっていうのは町のホームページとかですね、そういうものに掲載されているものでございます。本来もっと探せば、いろいろ出てくるかと思うんですけれども、今のところとしては、それぐらいの情報を提供できるコンテンツとしてはそれぐらいしか持っておりません。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） すいません集中力途切れました。どのぐらいって今おっしゃいました。ごめんなさいもう1回おっしゃっていただいていいですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） ちょっとすいません具体的な数字は持ってないんですけれども、その中に20から30ぐらいはあると思います。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） この体験であるとか交流であるとかっていうことになっていきますと、今までの従来の観光コンテンツだけでは足りないんだと思いますんで、いわゆる観光業というものを標榜していなくても潜在的に探求テーマとなる業種であるとか、体験できる業種があるんだと思います。そういう業者さんたちは、例えば天草干してる方々とかね、そんなような業種さんは、新たにこの教育旅行を受けることによって、収益の幅が広がっていくんだと思います。西伊豆の魅力であるとか、自分の生業のすばらしさに気づいていないかもしれない。そのような業者さんに気づかせながら丁寧に漏らすことなく拾い上げて、学生さんを引受けられるような仕組みをつくると、すごくすてきだと思うんですけど。そうなったときに初めて町全体で、学生さん、教育旅行を引き受けるっていうような形になるんだと私は思います。実際に今堂ヶ島のホテルでは、観光協会が音頭取りをしてくれて、障がい者さん用のお食事であるとか、この時一緒に多分ハラル食なんかもできるかと思うんですけど、そんなような板さんたちに研修をしていただくという計画があると聞きました。西伊豆はフェリーが使えるというのはやはりすごく強みだと思います。町内でより多くの業者がかかわれるような仕組みを、ぜひつくりたい。つくってくださいということを私は言いたいと思いま

す。これって教育旅行だけではなくて2番目の、いわゆるサステナブルツーリズムのところにも、もう完全に重なってくる話だと思います。子供さんだけではなくて大人だって、その地域を丸ごと楽しみたい。そういう旅行が今求められている。先ほど言いましたけど潜在的なコンテンツを持っている業者さんに、自分たちの魅力にまず気づいてもらって、そしてそれを売っていく。潤っていく仕組みで、さっき提豊さんがDMOの話なされました。観光だけではなくて、自然とか、食だとか、温泉とか、歴史とか、いろんな多様な関係者と観光地域をつくっていく。そしてそれを発信していく。まさしく西伊豆DMO、これが私は今求められているんだと思います。6月ですかね西伊豆町は、地域資源を有効活用する循環型産業の構築に向け、民間企業と包括連携協定を結びました。この中に観光に精通している西伊豆プロジェクトというところがございましたけど、ここはどんな企業なんですか。お伺いします。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今、議員がお話ししたとおり、西伊豆プロジェクトが、先月、町と協定を締結いたしました所で、観光分野を担っていただくという企業でございます。循環型社会構築事業を森と海の6次産業化プロジェクトにおきまして、西伊豆プロジェクトの観光を担う役割といたしましては、今年度、宿泊施設、それから飲食店、交通事業所等に基礎モニターを設置をいたしまして、観光ツアーなどの情報が提供できる環境を整えていくことで今進めておりますけれども、それを西伊豆プロジェクトが中心となって、観光協会、それから商工会、または地域おこし協力隊員などが集まって、先月ですかね第1回目の会議を開催したところでございます。この会議を継続し、どんな内容でその情報を流していくとか、どういうふうに整備を進めていくか、その辺をこれから協議をし、今年度末までにはある程度形をつけたいなというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今、課長からも答弁しましたけれども、今、西伊豆プロジェクトが核となってそういったものをまとめております。先ほどからそのプランの話などあったかと思っておりますけども、30プラン仮にあったとしても、知ってなかったような状態でございます。われもわれも売ってくれというふうに言われても困るわけですね。ですから、ある程度のルートをうまく組みながら、こういうプランもあります、こういうプランもありますっていうのの売り方ができる地域DMOをつくらなければいけないということで、願わくはその株式会社西伊豆プロジェクトになっていただければありがたいなというふうに思っております。

というのは、今プランがあっても、その業者さんですね、旅行業の資格を持たれていない所は、そのプランを売れないわけです。そうすると外の業者さんに売ってもらわなければいけないんですが、その業者さんは中のことをよく知らないので、その難しさがありませんから、町内にDMOがもしできるのであれば、そういった外と中との接着剤をしていただいて、教育旅行のみならず違う体験ツアーなども積極的に売っていきたいということで、今動かしております。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） おっしゃるとおりなのですが、そう簡単にできるものではないです本当に。30分ぐらいのみんなコンテンツ持ってるから、それを切り張りすればいいというものではないです。やはり作り上げるのにはすごく対話とか、みんなで共有して、そしてこの魅力は何だって、ゴールとかターゲットとか決めながら作り込むにすごく時間がかかります。これに西伊豆プロジェクトの方が丁寧に対応していただくことによって、私は本当に他に比類を見ない魅力的ないろいろな提案が西伊豆町、私はできると信じています。というのは、西伊豆町は、私がガイドして行って歩くと、皆さんお仕事なさっている時にちょっとお声がけすると、本当に皆さん生き生きと喜々として、ご自分の仕事のお話をしてくださいませ。イカの方でもそうですし、天草の方でもそうですし皆さん本当にそうしてくださるので、皆さん愛着、誇りをちゃんと持って働いておいででしょう。そういう方々を本当に関わっていただきながら、丁寧にツアーをつくっていく。今、準備期間にはちょうどいい時間でございますので、ぜひ丁寧につくっていただく。そしてそれを確実に発信していただく。そんなような地域DMOを西伊豆町がやっていったら、私はすごく格好いいと思います。そうですね、西伊豆魅力満載の観光地域づくり、私はこれをつくっていただくことを強く求めて、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時19分

---

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 8 番、芹澤孝君。

5 番、芹澤孝君。

〔4 番 芹澤孝君登壇〕

○5 番（芹澤 孝君） ではさっそく、質問をしたいと思います。町道について。町道月の浦井田子線について。

平成11年、月の浦川沿いの生活道路の改築が計画されましたけど、通行止めにより生活に支障が出る、駐車場がなくなるなどの住民の反対により、改築計画は取りやめとなりました。しかし、世情が変わり、平成23年には、11年に反対した人も含めた同地区の住民165名の署名を添えて、道路の改築工事要望書が同地区から提出されました。しかし残念ながら進展はしませんでした。平成27年12月定例会で住民からの声を受け、この問題を取上げ、前町長からは、優先順序はあるがやりたいとの大変前向きな答弁がありましたが、この件に関しては現在まで進展がなく、介護、救急、防災及び住民の車での往来など、住民を取り巻く環境は依然として不便を強いられています。地区住民も高齢化が進み、介護緊急車両の利用頻度は増してきており、かつ、ふだんの生活においても支障を来さないように、道路の改築が求められています。残された200メートルの区間の道路改築についてはどのように考えているのでしょうか。

2、持越隧道（浮島トンネル）について。浮島トンネルは幅員が十分でなく、トンネル内で車同士が行き会うには円滑で安全とは言い難く、そのような状況の場合、歩行者がふだんでも暗く、十分な歩道が確保されていない状態なので、より一層、大変な危険にさらされます。大半の車がトンネルの出入り口で一時停止するなどして、対向車の有無を確認してから進入してきますが、一時停止することなく進入してくる車もあり、トンネル内で接触事故を起こしかねないことが多々あります。観光繁忙期になり、田子地区ではダイビング、海水浴、釣りなどの客は一段と増加して、トンネルの通行は、より一層の注意が求められるようになりました。このような現状についてどのように考えているのでしょうか。

次に、大きな2として、介護施設の利用料についてであります。介護施設の利用料の補助要件についてですけど、国は、8月より在宅介護と負担の公平性を図り、負担に応じた負担を求めるとして、介護保険施設の利用者の収入と預貯金の関係を見直し、扶助要件の段階を細分化するとともに、一部の食費負担限度額の変更を実施しました。補助要件が切り下げら

れたことで、施設利用者の約27万人の負担は増えるが、国費ベースで100億円が削減できると国はしています。今回の補助要件、取下げで食費限度額の変更によって、当町の介護保険制度ではどのような影響があるでしょうか。以上です。

○議長（山田厚司君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の町道についての（1）、町道月の浦井田子線につきましては、議員のおっしゃりたいことはよく理解をしております。私も議員の時に、この件に関する質問を複数回しております。平成11年に計画は取り止めになりましたが、和一丸から上流部につきましては、平成13年度から平成22年度までかけて工事を実施しております。しかし、下流部につきましては、進展はありませんでした。私も就任後、この案件を進めるべく県と話をしておりますが、一度断念したものを事業として再度テーブルに乗せることの難しさ、当時はいただける予定であった補助制度が、既にメニューとして存在していない。事業規模が約1.5倍に膨らんでいる。単年では終了しないため2、3年の通行止めをしなければならぬなど、事業を実施する上でのハードルが当時に比べ格段に上がっております。しかし、押し車を押される方たちの不便を少しでも解消してあげなければということで、本年8月に舗装改良工事は行わせていただいたところでございます。仮に、補助事業がなく単費で行えということになった場合には、2、3年の通行止めを地区がご了承くださり、かつ、3億から4億の単費導入を議会が承認していただければ、事業を行えるのではなかろうかと思っております。次に（イ）の浮島トンネルにつきましては、トンネルの道路が広いに越したことはありませんが、これといった解決策がないため、現状を受け入れるしかないのではと思っております。

次に大きな2点目の介護施設の利用料について、（1）介護保険施設の利用料の補助要件変更につきましては、8月1日現在、79人の方から介護保険負担限度額の申請がございました。第3段階の方が、今回の改正で、年金等収入が80万円から120万円以下を第3段階①、120万円を超える第3段階②に分かれました。施設入所時の食事負担限度額の自己負担額が大きく増額した第3段階②の方は、35名でございます。施設により食費負担額の相違があるため、基準費用額で算定した場合の自己負担額は、月額2万1,300円の増加となります。仮に、第3段階②の方が20名施設入所した場合、公費負担が年間511万2,000円の削減となり、町は63万9,000円の削減となります。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） そうなんですよね。町長この件に関しては、議員当時から何回か質問してるんで、そこの件について、ちょっと私も質問したいと思います。平成23年6月にですね、当時の星野議員が、この件に関して一般質問してるわけですよね。前町長との質疑応答の中で真剣に検討をしていくという、この大変前向きな答弁があったわけですよ。前町長から。が、その中で、5年前から住民の要望があったが、現在は要望が来ていないので住民の声を上げてほしいとの町長の答弁があったわけですね。そして、ことを受けてですね、そして9月に住民からこの道路改築要望書が町に出されたわけですよ。そこから時系列から判断すると、当時の星野議員の一般質問を契機として要望書が出されたことは明らかかなわけですよ。前町長のもとで計画実施が見えてきたことについてもこの段階において町長交代となったわけですけど、道路改築の実現のためにね、この要望提出の契機をつくり牽引役となる議員が町長になったのですから、もうこの計画実施の動きをさらに加速すると、当然のことながら地域の住民は期待しているのに、この4年間何の動きも見えなかったですね。このことにして地域住民に対するこれはね背信行為でね、町長の信頼性が問われておると思います。この件に関して本当にやる気があるのかどうか、その辺をどうですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 壇上で申し上げましたように、そのことは重々私も承知をしております。議員がおっしゃりたいのは、私が4年間何もしていなかったというふうにおっしゃるわけですけども、23年の、今議員がおっしゃったように私の一般質問で、当時の町長はどのように答弁をしたのか。相当前向きに答弁をされていると思います。要望書も出てきました。それから29年の私が就任するまで、なぜ進まなかったのかということなんです。これが1歩でも2歩でも進んでいけば、私は手をかけられたのかもしれないですけども、壇上で答弁をさせていただきましたように、この6年間の間に世情が随分と変わっております。ですから、今までこのぐらいの工事費で済んだであろうものが1.5倍に工事費が膨れたり、今まで使えた補助金が、そもそも名目でなくなってしまっていると、相当にハードルが高くなってるわけでございますから、そのハードルを越えてでも何とかしようということで、県と話をしたこともございますし、名古屋にあります中部地整の、当時は長谷川副局長がいらっしゃいましたんで、ぜひ西伊豆町に見に来てくれということで足を運んでいただいて、見ていただいた経緯もございます。それをしても、やはりなかなか難しい壁は越えられなかったんで、今現状があります。ただそうは言っても、あそこを通るのにお困りの方、特にいろんな方が押

し車を押されて大変だというような声も聞こえますから、まずはできることからやろうということで、舗装工事を実施をさせていただいたというものでございますから、4年間何もしなかったわけではなくて、かなり上がってるハードルを超えようと思いましたが、超えられなかったのが現実でございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 前の町長の時、動きがなかったっていう、こういう前向きの答弁があったので動きがなかったって言われますけど、前の町長としたら田子地区の県道を先にやるから、それ終わったらやるっていうようなことを言っとったわけですよ。そこで当然、町長と交代しちゃったから、それから話が進んではないわけですけどね。この頃については、過疎事業対策債をね当時利用すべきですね、西伊豆町過疎対策地域自立促進計画、平成22年度から27年度において市町村道の整備計画として、月の浦井田子線改良工事、事業主体西伊豆町とした踏み込んだ記述があります。過疎計画ですね。また同様に、過疎計画等を連携する第一次西伊豆町総合計画後期実施計画においても、平成23年から27年度、日付24年9月でもですね、この月の浦井田子線工事について、長さ185メートル、工事費6,350万円、25年から27年度、毎年30メートル、事業費1,000万円、トータル一般財源3,000万円と予定額までね、この具体的な実施計画までが立てられていたんですけど、残念ながら実施には至らなかった。それ以降は、過疎計画総合計画で当該計画は、残念ながら消滅したわけですよ。ところが第2次西伊豆町総合計画で、令和2年から令和11年度においてね、道路整備の促進として、道路設備の老朽化及び災害の対策への促進をうたっている中で、総合計画を策定するにあたっては、住民の意見を反映させるアンケートを実施したとあります。この道路整備において住民の声として、田子月の浦河川道路の整備をお願いしたいとの記述があるわけですよ。総合計画としてですね、この関連し補完する新過疎計画、今回のね令和3年から7年度、この計画は載ってないわけですよ。これはあれですかね住民の声は届いてなかったってことで、結局無視っていうことでしょうかね。先ほど言われたようにね当該道路をし直しね、事業費500万円で整備が済んだと考えてないでしょうかね。河川道路改築についてどうするか。この最初の改築、道路改築の日付でもあるわけでありますからね、町長に期待している住民に対してですね、この件に関して説明責任があると思いますけど、どうするんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その説明責任というのは、何の説明責任をおっしゃっておられるんでしょうか。

○5番（芹澤 孝君） やるのか、やらないのか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから、私はやらないとは一言も言ってませんよ。先ほども壇上で述べてるじゃないですか。2、3年通行止めになり、地区の方はそれでもオッケーですと。工事費が以前より比べて1.5倍以上になるという試算も、既にされております。3億から4億、身銭を単費で切って、それでもやってくれということで議会が承認をすれば、それは可能ですよと。そういうことを言ってると思いますが、それは説明責任になるんですか。これ、現実としてそういう状況が今生まれているということを説明をさせていただいて、そういうのを皆さんが了承してくれればそれは可能ですよと、私は言ってると思いますが。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから、そういうことをね説明するべきじゃないですか。今こういう状況ですって。それをただ何も言わないでね自分だけ動いてるからって、地域の住民は全然わかりませんよ。どうなってるか。それでいてね、私なんか結構要望して、私に言われてもねってということなんだけど。何とかならないんですかっていうことは、よく言われるんですよ。その辺のことについて町長たるものがどうするか、もうわかっているわけだから。どうするかについて説明する責任はあると思いますよ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから、やらないとは言っていないわけですよ。やりたいんですけども現実が許さないの、皆さんそれをご了承いただけますかというふうに聞いております。ただ、先ほど議員言ったように、23年の時点で、すごい前向きな答弁私をもらっていただきましたので、相当期待をしておりました。それが先延ばしにされて計画がなくなっていることを、住民はなぜ知らないのか、そうするとそれが先延ばしになった説明を受けておられないからではないですか。その計画が脈々と続いているのであれば、代が交代しても補助金申請をすれば、国のほうからお金が来たのかもしれませんが、計画が29年に就任したときには、ないわけですから。そうでしょう。そのことをすっ飛ばして、町長説明責任が足りないとか、やる気がないのかというふうに私に責められても、私は私でできる努力はしておりますけれども、ハードルがとて高いですよという説明をしているわけです。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） お得意の論点をすり替えるんだけど。だから説明する気が、地域の住民に対してですね、説明をしっかりとる気があるかっていうことを聞いているわけですよ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その説明の仕方というのは、私はやりたいと。ただ、住民の皆様2、3年、本当に通行止めを我慢していただけますでしょうかという説明をすればよろしいのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） それは、町長の器でどういう説明をするかはね、決まるんじゃないですか。ですね、いつまでもそういうことについてやっても仕方ないんで。この過疎法ではですね、この整備に過疎債ができるってことになってますよね。市町村道、観光またはレクリエーションに関する施設、一般廃棄物処理施設、消防施設、保育所、児童館、教育学校施設の23施設及び政令で定める施設ということになってるんですが、過疎債を借りれるのは。しかし、ちょっと聞きたいんで、もう一つあるんだけど、この住民の日常的な移動のために交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化のほかの住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための、特別に地方債を財源として行うことが必要として認められる事業として、過疎地域の市町村が市町村計画に定めることについては、過疎債の借入れができています。今回は、新過疎計画ですね、この月の浦井田子線の改良工事を定められていないわけですけど、今後、同事業分については過疎債は借りられないってことですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今、記載のない事業について、それを今後例えば事業を実施すること等が可能かどうかということでございますけれども、現実に申し上げますと、まだ書面に関する通知というのが届いておりませんので、旧法、元の法律の取扱いで説明のほうさせていただきたいと思っております。過疎計画の中のお持ちでしょうか。今度の新しい計画を持ちですか。ないですか。であれば、各項目のところに計画という表がございます。その中の2列目、表の2列目の事業名（施設名）というのがありますけれども、こちらに表の計画のところの2列目、事業名（施設名）というのがございます。そちらにメニューを追加する場合、例えば、先ほどの道路の所でいきますと、(1)市町村道、それから(3)林道とありますけれども、そこに例えば(2)とか、(2)が何かちょっと何かわかりませんが、そういったメニューを追加する場合、もしくは、一番左側の持続的発展、施設区分の項目の中で、全事業費、全部の事業を足した事業費ですね、それがおおむね2割、全体事業費のおおむね2割を超える場合、かつ、その本文の訂正が必要な場合には、国まで計画書の

変更を出さなければならぬ。それ以外のものについては、県への報告でオーケーということになってますので、まとめますと、要は、追加で事業のボリュームによって変更手続が必要になりますけれども、変更はできないということではないということになります。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 結論からすれば、追加できるってことね。次に、県の代行事業ってのがあったわけですね。市町村も負担がなしだ。県の代行事業、県が代行する事業ですね、市町村の事業、このことについて、この道路を漁港関連道として県の代行事業にできないかっていう、私、以前質問したんですけど、それに対してね、この以前の建設課長が漁港関連道は集落間を結ぶ道路か輸送道路として国道に接続する道路は採択順序が高いですけど、集落内だけだと順位がなかなかつかないで、採択されないというようなことを言ってるわけですね。この令和3年度施行の新過疎法ではですね、市町村が負担する代行事業、今度は丸々県が負担するんじゃなくて、市町村も負担するっていうようなことが書かれてるわけですね新過疎法では。新過疎法、新しい自立促進ですね、発展という今度新しいとこへ。そこちょっと一部変わってるんだけどね。一部、もし県代行事業にならなくて、負担がもし負担するっていう可能性も出てくるっていうわけなんだけど、しかし、よくよく見ればこの農村漁村地域整備交付金の漁業集落環境整備事業の中に、集落排水設備による河川の改築、及び漁業集落道整備による避難路、または消防活動が困難である区域の改修に資する道路の整備事業のセットメニューとすれば、交付金事業として採択されやすいんじゃないかと思うのだけど。田子地区以外ではですね、津波防災ソフト対策として津波避難タワーの建設が進められて多額の費用が投入されているわけですけど、田子地区だけは近場に逃げ場があるっていうことで、この避難タワーを建設する必要がないとして、この目立ったソフト対策の予算執行はされていないっていう、今、片手落ちの状態なわけですよ。ただこの当該道路は、津波避難主要道路としてハザードマップに示されてるわけですよ。現在も問題になってる区間においても道路わきに家々が迫ってる上にね、道幅が狭く、避難に安全であるとは言えない状態なわけですね。これ、当然この避難路整備として整理されるべきだと思いますよね。町の負担として、100%今度は見てもらえないってようなことですけど、単純計算で交付金補助率が2分の1ですか。それで残りをもし過疎債が充当するんであれば、全事業の結局15%の負担となる持ち出しがね、全事業の結局15%ですか。そうなるじゃないかと素人ながら計算するわけですけど、そう考えると、さした大きな負担とはならないわけで、以上のことから早期の実現を提案します。

次にですね、浮島トンネルについて、田子地区の町道は交通量の減少から1車線になったわけですね。その幅員は3メートルから4メートルとされており、法令上は問題ないわけですね。この3メートルから4メートルあるから。しかし、この浮島トンネルっていうのは出入りがカーブが伴うためにですね見通しが悪く、対向車の確認が遅れるなど、危険です。

またトンネル内が暗く法定幅員であるとしながらもですね、大型車小型車円滑に行き交うという状態ではなく、防災、救急、福祉、住民生活向上からもトンネル改良工事が必要です。新過疎法では、町の町道の基幹道路整備について都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができるとしてますね。元来この県道であったわけですからねここはね。県の代行業業として整備するように県に働きかけてはどうでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この件につきましては議員も以前質問をされてると思いますから、当時の答弁もよくご存じかというふうに思いますけども、これが確かに県から払い下げを受けたとき、どういう条件がついていたかという、バイパスをつくりまして、払い下げをします。何も手をかけなくてもいいという取り交わしがされていますから、今さら県にやってくれということは言えない状況であるというような答弁が返っているのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、その話は初めて聞きましたね。全然改築しないっていう、しないですよっていう話はね。ぜんぜん県に働きかけて改良工事をやるっていう考えはないわけですね。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それはトンネルが狭いこと私も重々承知しておりますし、入り口出口のところで詰まる、特にバスなど大型車が来たときには、確実に片方しか通れないということは存じ上げておりますので、何とかしたいというのはやまやまでございますが、ただ、本当にこのトンネルを改修しようとした場合には、やはり数億円のお金は確実にかかります。確かに議員がおっしゃるように、補助金であったりいろいろなものがあって、単費の部分はそんなに多くないんじゃないかというご意見があるのかもしれませんが、トンネルは1年から2年、通れなくなるっていう不便もあるわけですね。ですからそれを地区の方はオッケーを出してくれるのかと。その間、バスもトラックも通れないわけですから。そういうことを踏まえて、それでも拡張したほうがいいのかということであるならば、可能なのかもしれ

ませんけれども、やはりそこには住民の不便ということが一緒に抱き合わせであるわけですから、なかなかそこは難しいということになります。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやそれは不便は伴いますが、それで住民の方の理解を得られるかっていう、それは町長のほうがやることでね。私はだから、県に働きかける気があるかどうかっていうことを聞いてるわけです。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員はね、質問する側だからいいですよ。楽観的にそういうことをおっしゃっても。でも、執行する側となれば、それで町民が理解をしてくれるのかということ、こんこんと説明に上がらなければいけないわけですね。仮に県がオッケーを出しても、住民が駄目だといった場合は、できないわけですから、本当にこの住民が不便を感じることを行政としてできるのかということ、やはり念頭に置いて、今のまま多少不便でもご利用いただける状況と、1年2年通行できないという不便、どちらのほうがいいのかという天秤をかけなければいけないので、現状のままいくしかないのかなというのが、壇上で答弁をさせていただいた答えでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 壇上で現状のままいくしかないってことを酌み取ってあれですか、県に働きかける気はないってことですね。わかりました。

次にですね、食料の介護の負担の問題、食費負担の問題ですけど、負担の変更による問題ですけど。今回食費等の補助である補足給付を受けるには、毎年利用者が住民税非課税対象者は、負担限度額認定、住民税非課税対象者は、住民税課税対象者特例措置負担限度額認定の申請を行うのでですね、既にこの制度を利用している方は当然、案内がなくても案内を当然されてると思いますけど、案内を知ってるわけですね。しかし、今回この制度であくまでも、この制度があくまでも本人申請なので、負担が増えてそれに対応した補助が自動的に受けられるわけではないので、福祉の立場から町当局としては、この該当者に対して申請を促すべきだと思いますけど。今回の補助要件に、変更による新たに対象になる方もいると思いますが、そのような方には負担限度額認定特例負担限度額認定の勧奨通知を出したんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 介護保険制度の中では、まず本人の同意なしに、所得の情報、

課税情報とかは知ることができません。そのために、新たに対象となる方の把握はできませんでしたので、通知は今回はしておりません。ただ、介護保険申請されている方は、ケアマネさんがついてらっしゃると思いますので、ケアマネ連絡会等でも、周知のほうは今後もしていきたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） その辺のところはしっかりやってください。次ですね、今回補助要件の変更による住民税非課税世帯については、年金収入と預貯金金額の関係を見直し、生活保護受給か年金収入等は80万円以下か。80万以上の3段階であったものですね、第1段階、生活保護受給、第2段階、年金収入等が80万以下、第3段階の1、80万円から120万円。第3段階の2、110万円と、第4段階の課税世帯と細分化し5段階となったわけですね。変更前は補助対象の預貯金額を一律、単身1,000万円、夫婦2,000万円であったものですね、第1段階単身1,000万円、夫婦2,000万円。第2段階では、単身650万円、夫婦で1650万円。第3段階の1は550万円、1,500万円。3段階の2は500万円、1,500万円と、大幅に引上げられたことですね、補助要件の段階が変わりですね、負担増となり、この支払いが苦しくなる人も出てくるのではないかと考えてるわけですけど。このような住民税非課税世帯は、既に補足給付により介護保険から補助を受けているわけですけど、なお一層の生活困難者の方にはですね、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度により、負担額の4分の1を減らすことができるという制度があるんですよ。これの制度を、当町におけるこの社会福祉法人等による、この利用者負担軽減制度の実施状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） まず、町内に社会福祉法人、3施設ございます。3施設とも制度のほうは理解しておりまして、相談があれば対応可能と思います。今年度に関しましては、まだ利用者減免制度を利用している方はいらっしゃいませんですが、平成30年度、令和元年度、令和2年度、それぞれ数名の方の利用はございました。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今ちょっと勘違いして、おれが勘違いしてると思うんですけど、じゃですね社会福祉法人によるこの利用者負担軽減制度の新たな申請者っていうのは、何人ですか。それと、現在の軽減者は何人かということと、これさっき言いましたように、この制度を利用することを促すことについてはどのように考えているか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 先ほどの負担限度額制度に関してということでしょうか。人数で。こちらに関しましては、昨年度、98名限度額認定者おりましたが、今年度は79名ということでございます。よろしいでしょうか。新たな申請者に関しましては今年度はまだございません。ただ、今後ケアマネさん通じてですとかご本人申請によって限度額の利用がっていう方がございましたら、随時受け付けておりますので、受付のほうはさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 特養ね、社会法人福祉施設の方にも積極的に利用していただいて、結局その施設のほう少し身銭を切るようになるわけですね。町のほうで、利用者の方の利益のためには、この制度を利用するように働き、介護マネージャーの方を通して利用するように指導してください。それでですね、施設使用料については、この年金収入等細分化し、5段階として、それに対応する預貯金の要件を見直し、利用者の負担は大きく増えましたけど、例えば3段階の2では、施設入所者の食費負担は650円。デーから1,600円に、ショートステイの利用者は610円から1,000だ、1,300円になったわけですね。このような大幅な利用者負担だけを考えた場合、町の介護保険の負担は減少が見込まれますけど、どれくらい含まれるかわかりますか。町として負担軽減なのか、わかりますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 壇上で申し上げましたように、63万9,000円の減額となるというふうに答弁をしたかと思います。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私がもう質問してるかもしれないんですけど、重複するかもしれませんが。介護施設利用者に対して、利用料、食費、居住等について自己負担額限度以上の金額についても介護保険会計から補足給付として補助してはいますが、令和2年度の介護入所者与其他、デイサービス、ショートステイ利用者等を含む補足給付費はいくらか、それでこの介護保険給付の補足給付のトータルはいくらか。それらは介護給付費の何%になるのか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） まず一つ、訂正をさせていただきます。施設入所者と先ほどその他ということで、デイサービス、ショートステイの利用者等ということで、芹澤議員さんのほうが言われたんですけども、食費の減免に関しましては、デイサービスのほうは対象外となっております。ショートステイのみが対象となっておりますので、そちらのほうの中

でお答えしたいと思います。施設の食費としましては、1,872万4,651円。居住費としましては957万3,983円ということで、2,829万8,634円のほうが施設としてのものになります。それから短期入所のほうです。そちらに関しましては92万5,287円が食費のほう、居住費としまして79万1,559円。合計171万6,846円がショートステイのほうの補足給付費となっております。合計としまして3,001万5,480円となっております。介護保険給付の何%になるかということに関しましては、~~0.27%~~2.7%でございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次に今回の要件の変更によるですね、第3段階であった方が第4段階の該当になると。食事だけの負担限度額を見ても、650円から1,450円と、1日目の負担額は795円。1か月で2万4,645円の負担増となるわけですね。収入及び預貯金が一定額以上である住民税課税世帯ですね、今回、住民税課税世帯である利用者負担段階が第4段階の方には負担限度額認定が適用されませんが、世帯の内お1人が施設入所する者の食費、居住費を負担した結果、在宅で生活されている方の生活が困難にならないように、食費、居住費が軽減される制度があります。それは特例減額制度だけど。このような収入が多い第4段階に対する補助として、特例特定入所介護サービスがあり、その第1段階から第3段階までの住民税非課税世帯の補助ということなんですね。市町村が決めるってなってるんですけど、当町の場合、この特例減額措置の実施状況はどうだったでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） すいません。先ほど芹澤議員さんの言われました、特例特定入所者介護サービス費って言われましたでしょうか。特例特定となりますと、ちょっと言葉が違ってきます。こちらに関しては、低所得者の方が要介護認定の効力が生じる前に、緊急時にやむを得ない理由でサービスを受ける費用のことを特例特定入所者介護サービスというふうな形になりまして、議員の言われたのが、特例減額措置のことという形でよろしいでしょうか。今のところうちのほうは実績とかはございませんし、町として新たにその方というのはないんですけども、またこちらに関しましても、ケアマネさん等を通じまして、その方たち対象がいらっしゃるようだったらということでの通知のほう、周知とかをしていきたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今回制度改正による、このショートステイの利用者の食費負担額の増加は大変大きいわけですね。ショートステイの利用者の負担、食費負担限度額だけを見ると、

この第2段階の該当者年金収入80万円、預貯金が単身で650万円、夫婦で1,650万円の場合はですね、1日390円から600円に増えるわけですね。第3段階の1の場合はですね、年金収入等が80万円から120万円の間で、預貯金が、単身550万円、夫婦で1500万円の方はですね、食費が1日650円から1,000円に増えるわけです。次がまた大きくて。第3段階の2はですね、この年金収入等の120万円以上預貯金単身で500万円、夫婦で1,500万円の場合は、610円から1,300円ですね1日、増えるわけ。これはショートステイ利用者にとって大変の負担の増加となるわけですが、ショートステイ利用者については、もう短期間の利用者であれば負担増でも影響もたいして大きくないのかなと思うわけですが、このロングショートステイと言われる方は、いろいろいるわけですね。事実上入所の方が。このような方の場合、この第3段階の2では30日利用すると、負担すべき金額は3万9,000円となってですね、一気に1万9,500円も負担が増えて、負担能力を超えるんじゃないかと危惧するわけですね。このような方については、何か救済措置があつてしかるべきだと思うわけですが、こういうショートステイの利用者については、何らかの救済措置はないのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） まず、ショートステイについてちょっと説明させていただきます。まずショートステイは、できるだけ居宅で能力に応じた自立した日常生活が営めるように、利用者の心身の健康、機能維持と家族の病気や家族の負担等の軽減を図るために、一時的に入所するっていうことが短期入所となっております。ご質問のロングショートステイは、それぞれの方の理由があると存じますが、制度本来の利用の仕方とはちょっと異なると思います。また、ロングショートステイに対して、今、町の救済措置ができて、こちらのほう多くの方が利用するとなると、制度本来の目的で利用したい方が利用できなくなるおそれがあります。現在もショートステイが利用できないときもございます。それらを助長するようなことにつながる救済措置は、今のところ難しいかなと思っております。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 以上で終わります。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時19分

---

◎報告第2号の上程、報告

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第2号 令和2年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、当局に報告を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 報告第2号 令和2年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告についてでございますが、詳細は担当課長が報告いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、報告第2号についてご説明いたします。

1枚おめくりください。健全化判断比率報告書でございます。健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標を健全化判断比率として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに、監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされております。まず、実質赤字比率ですが、これは一般会計に係るもので、令和2年度も赤字はございませんでした。次に、連結実質赤字比率ですが、西伊豆町の全ての会計を合わせたものになりますが、こちらも赤字は出ておりません。次の実質公債費比率ですが、こちらは3か年の平均値で、前年度と比較し、0.4ポイントの増となりました。なお、令和2年度と元年度の単年度の比較では0.7ポイントの減となっております。添付資料の審査意見書、4ページをご覧ください。総括表の③実質公債費比率の状況の所に基礎データがございますので、後ほど確認していただきたいと思いますが、減少した要因といたしましては、下の4ページの①元利償還額が減となり、比率計算式の分子が減った反面、⑫の標準税収入額と、⑬の普通交付税額などが増加し、分母が増えたためであります。次に、将来負担比率ですが、こちらは審査意見書の5ページをご覧ください。総括表の④という表でございますけれども、一番下の計算式のA将来負担額よりもBの充当可能財源等のほうが大きいということになりましたので、将来負担比率は算定なしとなりました。

報告第2号の報告書に戻っていただきたいと思います。表の最下段になりますが、早期健全化基準の数値以内に全ての指標が収まっておりますので、良好な財政運営であったということでございます。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 以上で、報告第2号を終わります。

---

### ◎報告第3号の上程、報告

○議長（山田厚司君） 日程第3、報告第3号 令和2年度西伊豆町資金不足比率の報告についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、当局に報告を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 報告第3号は令和2年度西伊豆町資金不足比率の報告についてでございます。

詳細は担当課長が報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、報告第3号についてご説明いたします。

1枚おめくりください。資金不足比率報告書でございます。こちらは令和2年度の公営企業に係る資金不足の比率を報告するものでございます。当町は水道事業会計と温泉事業会計が該当となります。各会計の剰余金があるかないかが判断の基準となっておりますが、添付資料の審査意見書の8ページをお願いします。資金不足比率に関する算定様式という8ページでございます。この表の右側のほうの(8)資金不足額・剰余額（連結実質赤字比率）欄になりますが、上段の水道事業会計の剰余金が4億9,779万8,000円。その下の温泉事業会計は、剰余額が7億9,096万5,000円であり、資金不足は生じていないとなります。

報告第3号の報告書に戻っていただきたいと思います。両会計とも資金不足が生じていないことから、健全な経営であったということでございます。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 以上で、報告第3号を終わります。

---

◎報告第4号の上程、報告

○議長（山田厚司君） 日程第4、報告第4号 令和2年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、当局に報告を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 報告第4号は令和2年度に西伊豆町教育委員会自己点検・評価の報告についてでございます。

詳細は担当課長が報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは、報告第4号についてご説明いたします。

報告書は、次のページからになります。1ページをご覧ください。まず、点検評価項目につきましては、こちらにも記載してございますが、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、令和2年度の教育委員会の活動、教育委員会が管理執行する事務、それから教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務に区分し、教育委員会及び事務局で自己点検評価を行いました。自己点検評価の内容につきましては、1ページから8ページになります。また、自己点検評価を行ったものを評価委員会において説明し、それに対するご意見をいただきました。そちらは9ページになります。内容につきましては、報告書に記載のとおりでございます。詳細説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 以上で、報告第4号を終わります。

---

◎散会宣告

○議長（山田厚司君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時28分